

足利市立小・中学校の学校教育環境の充実 に関する答申

報道解禁日時

令和5(2023)年10月20日(金)午後2時

令和5(2023)年9月

足利市学校教育環境審議会

目次

| | |
|------|---|
| はじめに | 5 |
|------|---|

第1章 答申に当たって

| | |
|----------------------|---|
| 1 目指すべき子ども像・求められる学校像 | 8 |
| 2 足利市教育委員会からの諮問事項 | 8 |
| 3 足利市の現状 | 9 |

第2章 諮問事項1に対する答申

| | |
|----------------|----|
| 1 教職員の適正な配置 | 14 |
| 2 施設・設備の整備 | 18 |
| 3 学校の適正規模・適正配置 | 24 |
| 4 中学校区教育の推進 | 29 |

第3章 諮問事項2に対する答申

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 学校再編に向けた基本的な考え方 | 34 |
| 2 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準 | 35 |
| 3 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準 | 38 |
| 4 学校規模を視点とした小規模特認校制度の考え方 | 40 |
| 5 望ましい通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の考え方 | 42 |
| 6 望ましい通学区域の考え方 | 44 |
| 7 小中一貫教育の考え方 | 46 |
| 8 学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方 | 49 |
| 9 留意事項 | 53 |

| | |
|------|----|
| おわりに | 55 |
|------|----|

| | |
|------|----|
| 注釈説明 | 57 |
|------|----|

資料編

| | |
|------------------------|----|
| ○足利市学校教育環境審議会条例 | 64 |
| ○足利市学校教育環境審議会の運営に関する要綱 | 66 |
| ○足利市学校教育環境審議会委員名簿 | 69 |
| ○足利市教育委員会からの諮問 | 70 |

はじめに

子どもたちが様々な社会変化を乗り越え、人生を切り拓き、社会の創り手となれるよう、足利市教育委員会では、令和元(2019)年12月に教育理念として、「目指すべき子ども像」とそのための「求められる学校像」を定めました。

足利市学校教育環境審議会は、その教育理念を実現するための教育環境について審議することを目的として、令和3(2021)年2月に設置されました。同年4月に、足利市教育委員会から学校教育環境の充実及び将来の学校再編に向けた学校の在り方を内容とする諮問を受け、以降、3年間にわたる18回の審議会を開催し、協議を重ねてきたところです。

全国的に人口減少や少子化が進み、足利市においても児童生徒数が減少し、小・中学校が小規模化する傾向にあります。また、将来の変化を予測することが困難なこれからの時代において、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、主体的な学びを実現する教育環境が求められています。

こうした状況においても、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を子どもたちに育むことは大切なことです。本審議会は、子どもたちにとってのよりよい教育環境や学校再編に向けた基本的な考え方・望ましい基準、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てることができるとともに、検討を行いました。

本答申は、子どもたちを取り巻く状況や地域の実情を踏まえ、足利市教育委員会が実施した「足利市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査(令和4(2022)年9月)」によって把握した児童生徒や未就学児の保護者、地域住民の意見を参考としつつ、これからの時代に求められる新たな学校の方向性を示すものとして、取りまとめたものです。

今後進められる足利市教育委員会の取組が、子どもたち一人ひとりのよさが発揮される学びへとつながり、「目指すべき子ども像・求められる学校像」が実現していくことを期待します。

令和5(2023)年9月27日
足利市学校教育環境審議会

第1章 答申に当たって

- 1 目指すべき子ども像・求められる学校像
- 2 足利市教育委員会からの諮問事項
- 3 足利市の現状

1 目指すべき子ども像・求められる学校像

足利市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、人口減少や少子高齢化、グローバル化、ICTをはじめとした急速な技術革新など、社会の激しい変化を踏まえ、平成29(2017)年度に「足利市の教育目標」の見直しを行いました。また、平成14(2002)年度以来となる「豊かな心を持ち たくましく学ぶ 足利っ子」という目指すべき子ども像を見直し、令和元(2019)年度に「足利学校のあるまち足利」にふさわしい「目指すべき子ども像」、そのための「求められる学校像」を教育理念として決めました。

【目指すべき子ども像】 自ら学び 心豊かに たくましく生きる 足利っ子

〈具体的な子ども像〉

- ・目標に向かい、主体的に学ぶ子
- ・多様な価値を認め、共に生きる子
- ・困難を乗り越えられる子
- ・地域社会の一員であることを自覚する子

【求められる学校像】 自分のよさや持ち味を存分に発揮できる学校

〈具体的な学校像〉

- ・教えるべきことはしっかりと教え、学ぶべきことは根気強く学ばせる学校
- ・児童生徒の姿をしっかりと把握し、認め励ます教育を展開する学校
- ・義務教育9年間を見通し、地域に開かれた中学校区教育を展開する学校

2 足利市教育委員会からの諮問事項

市教育委員会が定める「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現に向け、学校教育環境について審議するため、令和3(2021)年2月に足利市学校教育環境審議会が設置され、同年4月に市教育委員会から以下の2つの諮問事項を受け、検討を進めました。

【諮問事項1】 「目指すべき子ども像・求められる学校像」を実現するための学校教育環境の充実に向けて検討すべき事項

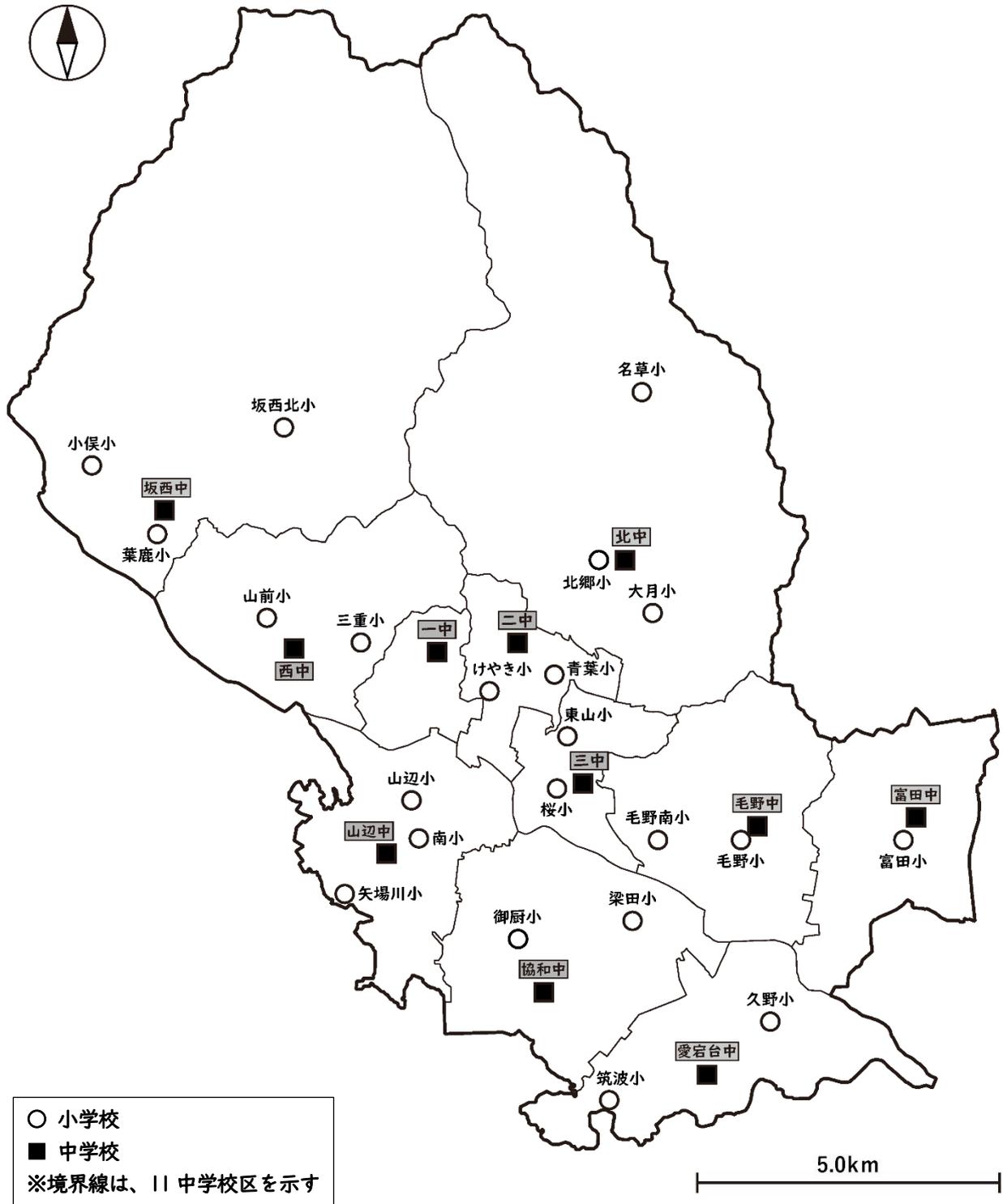
- (1) 教職員の適正な配置
- (2) 施設・設備の整備
- (3) 学校の適正規模・適正配置
- (4) 中学校区教育の推進

【諮問事項2】 上記を踏まえ、将来の学校再編に向けた足利市における学校の在り方についての具体的な考え方及びその方策

3 足利市の現状

(1) 市立小・中学校の位置

令和5(2023)年4月1日現在、【図】1のとおり、市立の小学校22校、中学校11校が設置されています。

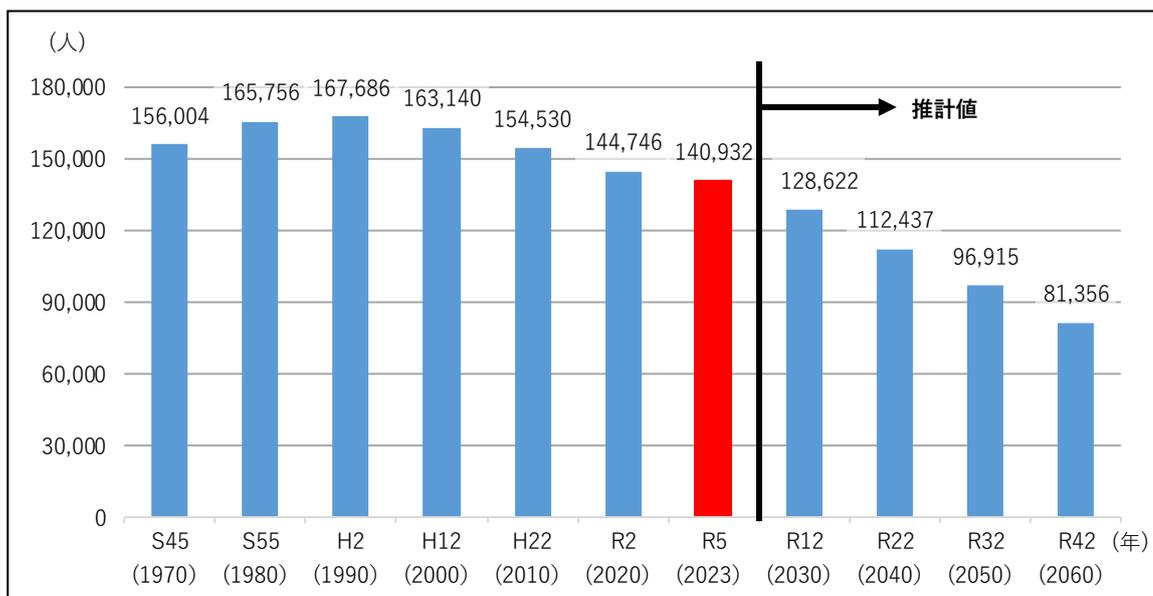


【図1】市立小・中学校の位置

(2) 人口と児童生徒数の推移

①人口の推移

足利市の総人口（国勢調査）は、現在の集計方法となった昭和40(1965)年から平成2(1990)年まで増加し、その後は、減少傾向にあります。【図2】のとおり、平成2(1990)年の総人口は167,686人でしたが、令和5(2023)年1月1日現在では140,932人に減少し、減少数は26,754人(16.0%減少)です。また、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による推計値においても、今後、大幅な減少が見込まれています。



【資料】足利市人口ビジョン(令和3(2021)年度改訂版)

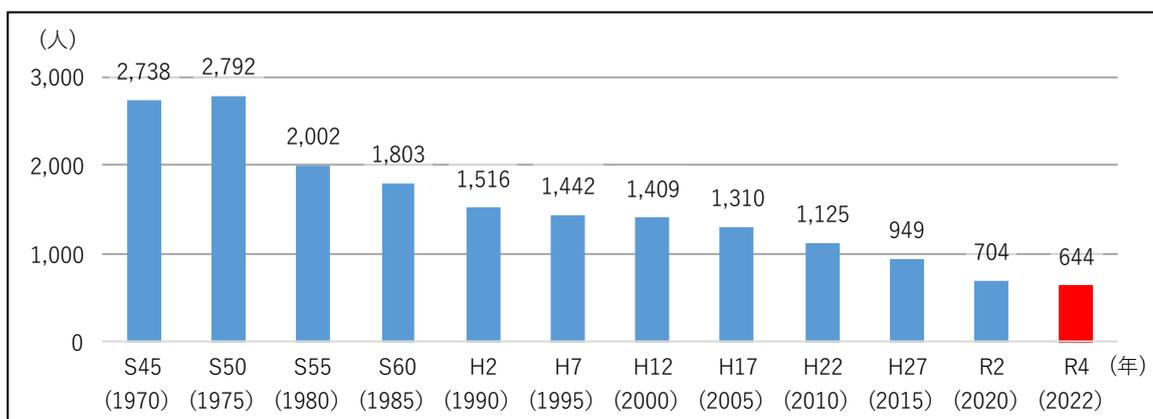
昭和45(1970)年～令和5(2023)年の数値は、各年1月1日時点の数値

令和12(2030)年～令和42(2060)年の数値は、社人研推計による将来推計値

【図2】これまでの人口推移とこれからの将来推計

②出生数の推移

足利市の出生数は、【図3】のとおり、1980年代前半に2,000人を割り込み、さらに平成27(2015)年に949人と1,000人を割り込みました。それ以降も減少し、令和4(2022)年には644人となっています。



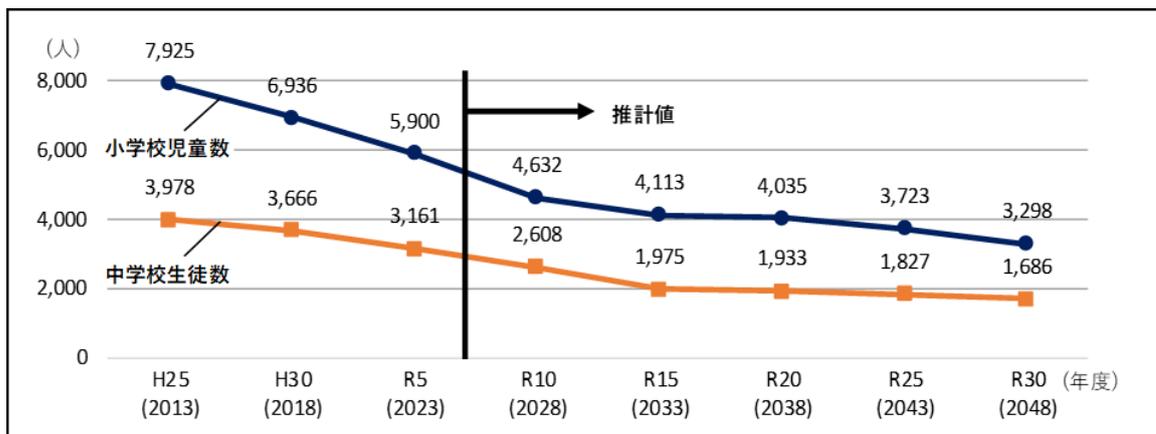
【資料】足利市人口ビジョン(令和3(2021)年度改訂版)、統計あしかが

【図3】出生数の推移

③児童生徒数の推移

【図4】のとおり、令和5(2023)年5月1日現在、小学校の児童数は5,900人、10年前の平成25(2013)年度の児童数と比較すると7,925人から2,025人減少(25.6%減少)しています。また、令和5(2023)年5月1日現在、中学校の生徒数は3,161人、10年前の平成25(2013)年度の生徒数と比較すると3,978人から817人減少(20.5%減少)しています。

以上のように、平成25(2013)年度と比較すると、令和5(2023)年度までの10年間で、児童生徒数が2,842人減少(23.9%減少)しており、さらに10年後の令和15(2033)年度には5,815人減少(48.9%減少)、20年後の令和25(2043)年度には6,353人減少(53.4%減少)することが見込まれています。



※ 平成25(2013)年度から令和5(2023)年度までは、各年5月1日時点の児童生徒数

※ 令和6(2024)年度以降は、コーホート要因法(出生、死亡、移動等の人口の変動要因、地区ごとの女性人口、開発動向などを加味した推計方法)による推計値

【図4】これまでの児童生徒数の推移とこれからの将来推計

④学級数の推移

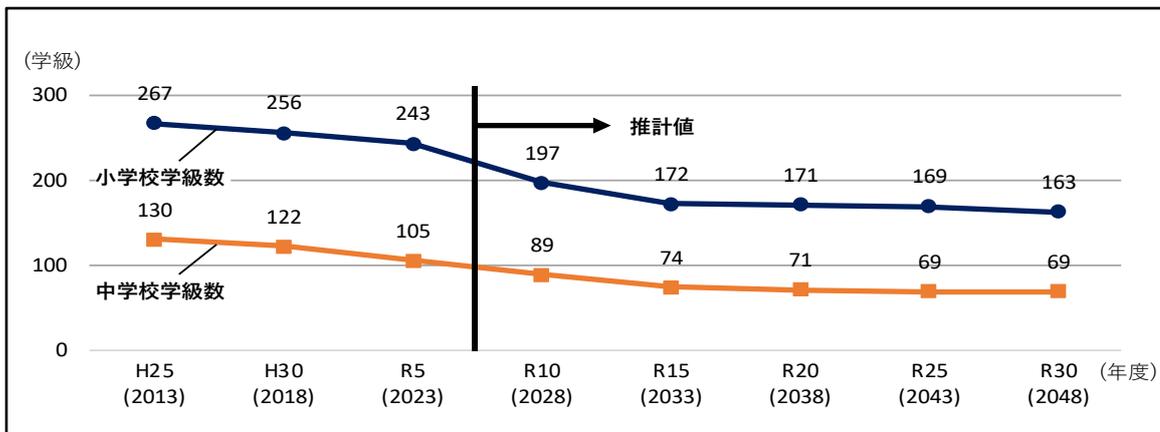
栃木県教育委員会(以下「県」という。)の小・中学校における学級編制の基準は次のようになっています。

| 区分 | ~H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2~ | |
|-----|------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 小学校 | 1年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 2年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 3年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 4年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 5年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 6年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| 中学校 | 1年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 2年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |
| | 3年生 | 40人以下学級 | | | | | | | | | | 35人以下学級 | | | | | | | | |

【図5】のとおり、令和5(2023)年5月1日現在、小学校の学級数は243学級であり、10年前の平成25(2013)年度の学級数と比較すると267学級から24学級減少(9.0%減少)しています。また、令和5(2023)年5月1日現在、中学校の学級数は105学級であり、10年前の平成25(2013)年度の学級数と比較すると130学級から25学級減少(19.2%減少)しています。

以上のように、平成25(2013)年度と比較すると、令和5(2023)年度までの10年間で、

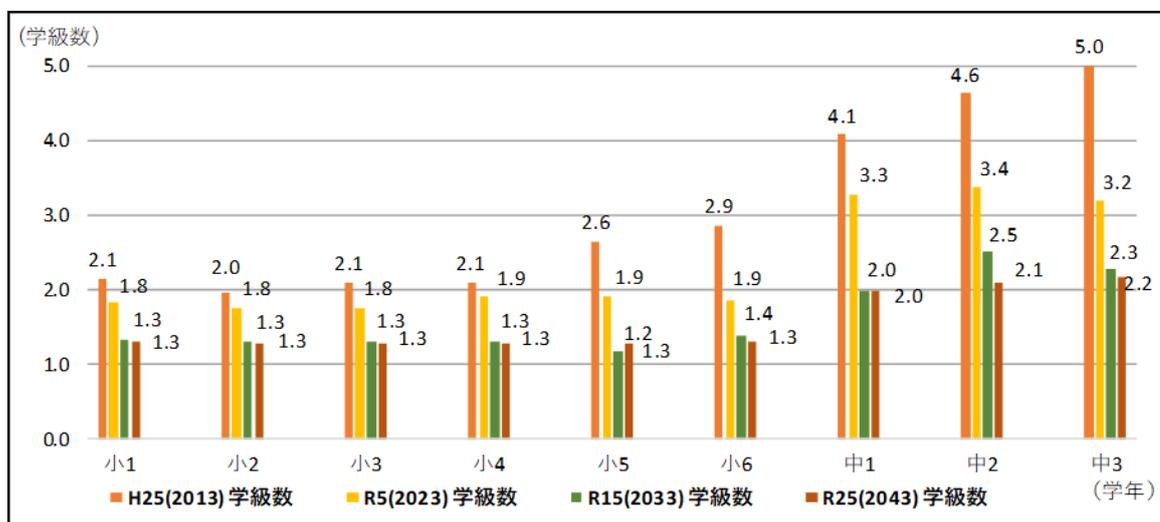
小・中学校の学級数が49学級減少（12.3%減少）しており、10年後の令和15(2033)年度には151学級減少(38.0%減少)、20年後の令和25(2043)年度には159学級減少(40.1%減少)することが見込まれています。



- ※ 平成25(2013)年度から令和5(2023)年度までは、各年5月1日時点の学級数
- ※ 令和6(2024)年度以降は、コーホート要因法（出生、死亡、移動等の人口の変動要因、地区ごとの女性人口、開発動向などを加味した推計方法）による推計値
- ※ 特別支援学級の児童生徒が、すべて通常の学級に在籍したもとの数値
- ※ 平成25(2013)年度は、小学校1・2年及び中学校1～3年が35人以下学級、小学校3～6年が40人以下学級
平成30(2018)年度は、小学校1～4年及び中学校1～3年が35人以下学級、小学校5・6年が40人以下学級
令和5(2023)年度以降は、全学年で35人以下学級

【図5】これまでの学級数の推移とこれからの将来推計

また、各学年の学級数を平均した数値についても、【図6】のとおり、すべての学年で学級数が減少することが見込まれます。



- ※ 平成25(2013)年度、令和5(2023)年度は、各年5月1日時点の学級数から算出
- ※ 令和15(2033)年度、令和25(2043)年度は、コーホート要因法（出生、死亡、移動等の人口の変動要因、地区ごとの女性人口、開発動向などを加味した推計方法）による推計値
- ※ 平成25(2013)年度は、小学校1・2年及び中学校1～3年が35人以下学級、小学校3～6年が40人以下学級
令和5(2023)年度、令和15(2033)年度、令和25(2043)年度は全学年で35人以下学級

【図6】学年ごとの平均学級数の推移とこれからの将来推計

本答申は、こうした足利市の現状を踏まえ、前述の「2 足利市教育委員会からの諮問事項」について、本審議会の考えをまとめたものです。

第2章 諮問事項1に対する答申

- 1 教職員の適正な配置
- 2 施設・設備の整備
- 3 学校の適正規模・適正配置
- 4 中学校区教育の推進

I 教職員の適正な配置

学校には、多様な個性や特性をもつ児童生徒が在籍しています。そのため、児童生徒一人ひとりを大切にしたい支援や指導のできる教育環境が必要であり、個に応じた教育を推進していく人的・組織的な体制の整備が求められています。

(1) 教職員の資質・能力の向上

【現状】

- 学校における学習や生活の場において、教職員は児童生徒のよい点を認めるだけでなく、更に伸ばすため、その子が「どこまでわかっているか」「どこまでできているか」を適切に把握し、支援や指導の改善に努めています。
- また、教職員は、授業中や休み時間の会話や観察、日記指導など、具体的ななかかわりを通して、児童生徒一人ひとりの不安や悩み、その背景の把握に努めるとともに、そうした実践の積み重ねによる関係づくりを大切にしています。

【課題】

- こうしたきめ細やかな支援や指導を行うためには、教職員一人ひとりの資質・能力を一層向上させることが必要です。
- また、学校が抱える複雑化・困難化する課題への対応や教職員それぞれの特性を生かすことができる、組織として機能する学校体制の充実を図ることが必要です。

【方向性】

- 「教育は人なり」といわれるように、教職員の資質・能力は児童生徒の成長に大きな影響を与えるものです。
- 直接、児童生徒と接し指導に当たる教職員は、社会の変化と学校に求められる役割を的確に把握し、自らの資質・能力の向上に努めていくことが重要です。
- 特に、「目指すべき子ども像」を実現するためには、教職員の豊かな人間性と確かな専門性を基盤とする実践的な指導力が不可欠です。
- そのため、各学校の管理職のマネジメントにより、教職員の自主的・自発的な研修や人材育成研修の充実、学校における業務改善等の取組を推進し、教職員一人ひとりが力を発揮できる、チームとしての学校体制づくりに努めていく必要があります。
- 教職員が互いに学び合い、高め合うチームとしての学校体制づくりを推進するためには、一定程度の教職員数があることが望ましく、一定程度の学校規模を確保していくことが重要です。

キーワード

・教職員の資質・能力の向上 ・実践的な指導力 ・管理職のマネジメント
 ・チームとしての学校体制づくり ・一定程度の学校規模の確保

(2) 多様な課題に対応する補助職員の充実

【現状】

- 個に応じたきめ細やかな支援や指導を可能とするため、各学校に児童生徒相談員^{※1}をはじめとする補助職員を市独自に配置しています。
- また、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対応するため、専門スタッフとして、一定数のスクールカウンセラー^{※2}やスクールソーシャルワーカー^{※3}が県により配置されています。

【課題】

- 多様な個性や特性をもつ児童生徒がいる中で、特別な配慮や支援が必要な児童生徒に対して、より個に応じたきめ細やかな支援や指導を推進する必要があります。
- 学校は、これ以外にも、ICT教育^{※4}の推進のための専門的知識や技術をもつ人材の確保や、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するための学校における働き方改革の推進など、多様な課題を抱えています。

【方向性】

- より個に応じたきめ細やかな支援や指導ができるよう、現在配置されている補助職員の資質・能力の向上を図るとともに、新たな教育上の課題に対応する補助職員の配置を市独自に充実させることや、教職員の増員を国や県に要望していくことも必要となります。
- 多様な課題に対応するため、専門的知識や技術、幅広い経験がある地域人材や地元企業を教育活動に活用していくことも1つの方法であり、そのためには、学校と地域をつなぐ人材や仕組みづくりが必要です。
- このように、学校に外部の新しい発想や教育力を取り入れることは、学習内容を充実・発展させたり、教職員の意識改革や学校運営の改善を促したりすることにもつながります。
- また、学校と幼稚園・保育園等の関係機関が適切に連携し、特別な配慮や支援が必要な児童生徒への切れ目のない支援をすることや、専門スタッフや関係機関等の相互連携の下で形成したネットワークにより、学校へのサポートを充実させていくことが求められています。

キーワード

・補助職員の資質・能力の向上 ・補助職員の配置の充実 ・学校と地域をつなぐ人材や仕組みづくり ・特別な配慮や支援が必要な児童生徒への切れ目のない支援 ・学校へのサポートの充実

(3) 小学校における教科担任制の導入

【現状】

- 足利市の小学校の指導形態は学級担任制^{※5}を中心とする一方、小・中学校の円滑な接続や連携を図るため、主に高学年を対象に交換授業という形で、社会科、理科、音楽科、図画工作科、家庭科など、一部の教科において、各小学校の実情に応じて教科担任制^{※6}を導入しています。
- 教科担任制の導入により、児童にとっては、中学校の学びにつながる系統的な指導の充実や教材研究の深化による授業の質の向上が期待されます。また、教職員にとっては、多面的な児童理解や授業準備の効率化による負担軽減が期待されており、足利市ではモデル校を指定し、すべての小学校において教科担任制が導入できるよう研究を進めています。

【課題】

- 児童の発達段階に応じて、一人の担任が児童と深くかかわる学級担任制が望ましい場合や、高い専門性を有する教科担任の指導を受ける教科担任制が望ましい場合があります。
- また、教科担任制は学級担任制と比べて多くの教職員を要するため、教科担任制の拡充や小規模校への当該制度の導入が難しい状況にあります。

【方向性】

- より質の高い教育を実現するためには、小学校における教科担任制の導入により、小・中学校の円滑な接続や連携を図る必要がある一方、義務教育9年間を見通し、児童生徒の発達段階に応じて、どのような指導形態が望ましいかなど、モデル校の研究成果を踏まえ、具体的に検討していく必要があります。
- また、教科担任制の拡充や小規模校への当該制度の導入を図るためには、一定程度の学校規模にすることにより、教職員数を確保していく必要があります。

キーワード

・質の高い教育の実現 ・教科担任制の導入 ・小・中学校の円滑な接続や連携
 ・発達段階に応じた指導形態の検討 ・一定程度の学校規模の確保

(4) 中学校における免許外教科指導の解消

【現状】

- 免許外教科担任制度^{※7}は、ある教科の免許状を保有する教職員が必要人数配置できない場合の例外的な措置として、認められている制度です。
- 教職員の配置数が少ない小規模校や教職員の配置状況によっては、全教科分の免許状を保有する教職員を必要人数確保できない場合があります。学校によっては、免許外の教科担任や非常勤講師が指導に当たることがあります。

【課題】

- 免許外教科を担当する教職員は、自らが専門としない教科の教材研究や授業準備を行わなければならないため、一般的に通常よりも負担が大きくなると考えられます。
- より質の高い教育を実現するためには、専門性をもった教職員による授業が求められ、すべての生徒にとって、免許状を保有する教職員による指導が望まれます。
- 教職員は、県が示す教職員配当基準^{※8}により、学校規模に応じて配置されていることから、小規模校においては免許外教科指導の解消が難しい状況にあります。
- さらに、生徒数の減少に伴う小規模校の増加により、非常勤講師の必要人数が増加し、その確保が困難になることも予想されます。

【方向性】

- 各教科等の学習においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められており、生徒が各教科の特質に応じた見方や考え方をより働かせられるよう、免許外教科指導を解消していく必要があります。
- 授業を免許外の教科担任によらざるを得ない場合には、免許外教科を担当する教職員を支援することにより、可能な限り教育の質を確保していく必要があります。
- 免許外教科指導の解消に向けた取組として、免許状を保有する教職員による複数校兼務やICTを活用して遠隔地から授業を行う遠隔教育^{※9}の実施、県への教職員配当基準緩和の要望のほか、一定程度の学校規模にすることにより、教職員数を確保していく必要があります。

キーワード

- ・免許外教科指導の解消
- ・免許外教科担任への支援
- ・教育の質の確保
- ・免許外教科指導の解消に向けた取組
- ・一定程度の学校規模の確保

2 施設・設備の整備

学校の施設や設備は、教育活動を行うための基礎的な教育環境の1つです。そのため、充実した教育活動を展開できる機能的な施設環境を確保するとともに、豊かな人間性を育むことができる、快適で、十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を確保し、安全・安心で質の高い整備を行う必要があります。

また、学校は地域の防災拠点として、災害時には地域住民の避難所にも利用されており、学校の施設等の整備に当たっては、児童生徒や教職員だけでなく、保護者や地域住民等の多様な利用に配慮しなければなりません。

(1) ICT環境の整備

【現状】

- 児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、GIGAスクール構想^{※10}の実現に向けたICT環境の充実として、ハード面・ソフト面の整備及び教職員の支援を行ってきました。
- これにより、児童生徒1人1台の端末と校内ネットワーク環境が整備されるとともに、AIドリル^{※11}を導入し、ICTを活用した個別最適で効果的な指導等を行うことが可能となりました。
- また、一部の教科のデジタル教科書やクラウド型学校電子図書システム^{※12}、統合型校務支援システム^{※13}を導入し、ICTを効果的に活用することで、児童生徒の学びの質の向上や業務の効率化による教職員の負担軽減を図っています。

【課題】

- これからの教育には、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進し、児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導をしていくことが一層求められており、ICT環境を積極的に活用した教育活動が必要とされています。
- また、ソーシャルメディアの普及やICTを活用した教育活動の充実が図られる中、児童生徒をICTのよき使い手として育成することが求められています。
- 学校が抱える課題がより複雑化・困難化する中、ICTを活用した業務の効率化により、教職員の負担軽減を図ることが求められています。

【方向性】

- 加速度的に整備してきた教育DX^{※14}の推進によるICT環境を円滑に活用するためには、その整備と合わせて、教職員の指導力向上と支援体制の充実を一体的に進めていく必要があります。
- その体制として、教職員同士の学び合いだけでなく、情報教育推進アドバイザー^{※15}をはじめとする専門スタッフや地域の専門性のある人材を活用した支援が望まれます。
- 一方、これまでの情報モラル教育の更なる充実に加え、児童生徒がICTを主体的に活用するための情報リテラシー^{※16}を含む、発達段階に応じたデジタル・シティズンシップ教育^{※17}の推進に一層努めていく必要があります。
- 学校における働き方改革^{※18}は、児童生徒に対する教育活動の質的改善につながるという認識をもち、GIGAスクール構想の下、教育活動から学校業務まで

のICTの活用の拡大により、教職員の負担軽減や働きやすさの向上を推進していくことが大切です。

キーワード

・ICT環境の整備と教職員の指導力向上・支援体制の充実の一体的な推進
 ・発達段階に応じたデジタル・シティズンシップ教育の推進 ・ICTの活用拡大による学校における働き方改革の推進

(2) 学校施設の老朽化対策

【現状】

- 足利市においては、児童生徒の増加に合わせて、昭和40年代から50年代にかけて多くの学校施設が整備され、現在、これらの多くが更新時期を迎えています。
- これまで、校舎等の屋根や内外壁などの老朽改修工事を実施し、施設機能の維持・回復を図ることで、児童生徒にとって基礎的な教育環境の確保に努めてきました。
- また、学校プール設備の老朽化に伴い、安定した水泳授業の実施と維持管理経費の軽減を図るため、民間施設等のプールも活用しています。
- 学校施設の老朽化が進む中、足利市公共施設等総合管理計画^{※19}に基づく個別施設計画として、足利市学校施設長寿命化計画^{※20}を策定し、適切な教育環境の整備に努めています。

【課題】

- 厳しい財政状況の中で多くの学校施設が更新時期を迎えており、校舎等の建物の長寿命化や財政負担の軽減・平準化を図るため、足利市学校施設長寿命化計画に沿った改修を計画的に進め、より適切な教育環境の整備に努める必要があります。

【方向性】

- 学校施設の老朽化対策の取組に当たっては、安全・安心な施設環境の確保や地域コミュニティの拠点形成の観点を踏まえ、児童生徒の多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的な施設整備が必要です。
- 厳しい財政状況の下では予算との調整が必要であり、中長期的な施設管理計画を踏まえ、施工方法や資金調達方法など、多角的な観点からトータルコストを縮減するため、計画的・効率的な施設整備を推進していく必要があります。

キーワード

・安全・安心な施設環境の確保 ・地域コミュニティの拠点形成 ・教育環境の向上と老朽化対策の一体的な施設整備 ・トータルコストの縮減 ・計画的・効率的な施設整備の推進

(3) 安全・安心な学校の整備

【現状】

- 学校は、児童生徒の学習や生活の場のほかに、災害時には避難所としての役割も果たすことから、安全性や防犯性に加え、防災性を備えることは極めて重要なことです。
- そのため、学校施設の耐震化対策として、校舎等の耐震化工事、武道場や体育館の吊天井落下防止工事のほか、倒壊の危険があるブロック塀の改修工事等を行っています。
- また、自然環境等の変化に伴い、学校施設等への機能や性能の向上が求められる中、熱中症対策などの学習や生活環境への配慮として普通教室と特別教室への空調設備の設置や、防災機能強化として避難所の使用も想定した校舎や体育館のトイレの洋式化等を行っています。

【課題】

- 学校は、地域コミュニティの拠点としての役割も担っており、児童生徒や教職員をはじめ、地域住民等、利用するすべての人にとって、安全で快適な利用ができる環境でなければなりません。
- 学校施設等の老朽化により、確保されていた安全性や機能性が低下し、必要な性能を満たさなくなるおそれがあることから、十分な安全を確保する必要があります。

【方向性】

- 学校は、地域コミュニティの拠点として様々な役割も担っていることから、多様な利用に配慮した安全・安心な学校環境の整備に努めていく必要があります。
- 学校施設等の安全管理として、日常的な点検と合わせて、市教育委員会と各学校が協力した組織的・継続的な維持管理を行うことが求められます。
- このような安全管理と合わせて避難訓練や図上訓練^{※21}を実施し、児童生徒自身が日常生活における安全確保のため、必要な知識や判断力等を実践的に身に付けられる安全教育を充実させていくことが大切です。
- また、安全・安心な学校の実現に向けた教育環境の充実のため、時代や社会の変化に合わせて、学校の安全の在り方を適宜見直していくことが必要です。

キーワード

・安全・安心な学校環境の整備 ・日常的な点検と合わせた組織的・継続的な維持管理
 ・安全教育の充実 ・時代や社会の変化に合わせた学校の安全の在り方の見直し

(4) バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

【現状】

- 障がいの有無や性別、年齢、国籍等の違いにかかわらず、誰もが利用しやすい学校を目指し、校舎や体育館のバリアフリー※²²化を進めています。
- また、授業のユニバーサルデザイン※²³として、教室環境において黒板の書き方や掲示物等の工夫、外国人児童生徒に対する音声通訳機を活用したきめ細やかな指導など、わかりやすく学びやすい学習環境づくりや居心地のよい生活環境づくりにも努めています。
- 公立小・中学校においては、一定規模以上の新築、増改築及び用途変更を行う場合、バリアフリー基準への適合を義務とし、一定規模未滿及び既存建築物についても同基準への適合努力義務を課す法令改正がされたところです。

【課題】

- 学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であるため、すべての児童生徒が支障なく、安全で安心な学校生活を送ることができる環境を整備する必要があります。
- また、学校は、災害時には避難所にも利用されるなど、地域コミュニティの拠点としての役割も担うことから、学校施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を一層進めていく必要があります。

【方向性】

- バリアフリーやユニバーサルデザインという考え方は、すべての児童生徒の多様な学びを支える教育環境の基軸となるものです。
- そのため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育環境について、合理的配慮※²⁴の下、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れ、整えていくことが重要です。
- 新たに学校施設を整備する際には、児童生徒や教職員、地域住民等の多様な利用を考慮し、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが必要とされます。
- また、既存施設においても、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除き、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要です。

キーワード

- ・すべての児童生徒の多様な学びを支える教育環境の基軸
- ・合理的配慮の提供
- ・ユニバーサルデザインの観点からの計画・設計
- ・計画的なバリアフリー化の推進

(5) 学校図書館の環境整備

【現状】

- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や学習活動、情報活用能力の育成の場として、学校教育において欠くことのできない基礎的な教育環境の1つです。
- そのため、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させる十分な図書や資料の種類や規模を備えるよう努めています。
- 学校図書館指導員^{※25}の配置や図書館ボランティア^{※26}の活動により、読書の奨励や図書資料の管理・整理・配架など、児童生徒が読書に興味をもち、意欲を喚起するような取組を行っています。
- また、図書管理システム^{※27}の導入により、学校図書館の管理運営の負担軽減を図るほか、クラウド型学校電子図書システムの導入により、児童生徒が多様な図書に親しむ機会を提供しています。

【課題】

- 生活環境の変化や様々なメディアの普及等を背景として、足利市においても児童生徒の「読書離れ」、「活字離れ」が指摘されています。
- 学校図書館がもつ機能として、読書活動の場としての「読書センター」、学習活動を支援する「学習センター」、情報の活用能力を育成する「情報センター」の機能を充実させるなど、児童生徒が読書を好きになる、足を運びたくなるような学校図書館を整備する必要があります。

【方向性】

- 図書に親しむことは、豊かな言葉を学び、感性を磨き、想像力を高め、考える力を育む上で欠かすことのできないものです。
- そのため、児童生徒にとって身近な学校図書館と市立図書館の積極的な連携を図り、より多くの図書や情報と出会う機会を提供できる環境づくりが必要です。
- 学校図書館の運営体制として、学校の教職員と学校図書館指導員を中心に、PTAや学校図書館ボランティア等の地域との横断的な協力体制の強化により、児童生徒の自由な読書活動を支えていくことが大切です。
- 学校図書館の利用促進として、様々な教育活動において計画的な利用を図り、主体的・意欲的な読書活動や学習活動、情報活用能力の育成の場として、積極的に学校図書館を活用していくことが必要です。
- また、従来の図書に加え、文字のサイズを変えて読めたり、読み上げ機能が備わっていたりする電子書籍を充実させ、それぞれの利点を生かすことで、すべての児童生徒の読書活動や学習活動における活用場面を拡充し、学校生活を豊かにする魅力ある学校図書館の整備が望まれます。

キーワード

・学校図書館と市立図書館との積極的な連携 ・学校と地域の横断的な協力体制の強化
 ・教育活動における積極的な学校図書館の活用 ・多様な読書活動や学習活動における活用場面の拡充 ・魅力ある学校図書館の整備

(6) 施設の複合化への対応

【現状】

- 学校は、地域にとって身近な公共施設としても利用されており、教育活動に支障のない範囲で、教室や校庭の一部が地域団体や放課後児童クラブの活動場所になっている事例もあります。

【課題】

- 質の高い学びを実現する教育環境や学校を中心とした地域コミュニティの拠点形成を推進する観点から、多様な教育活動を機能的に展開でき、かつ、まちづくりや地域防災と連携した「地域とともにある学校」が求められています。
- 学校施設と他の公共施設等の複合化は、児童生徒の多様な学習形態や体験活動を可能とするとともに、児童生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出するものとして期待されています。

【方向性】

- 学校施設と他の公共施設等の複合化に当たっては、その目的や方向性を明確にした上で、市教育委員会を含めた関係部局をはじめ、その施設利用者と連携し、「学校の活力」と「地域の教育力」が相互に補完し合う、学校と地域の協働関係にふさわしい在り方を検討していく必要があります。
- また、検討の視点として、「学習環境の高機能化・多機能化」「多様な世代との交流」「地域コミュニティの強化」「教育活動を支える地域人材の活用」の点を踏まえていくことが重要です。
- これからの学校には、地域との多様な活動に対応し、地域コミュニティの拠点としての役割がこれまで以上に求められており、他の公共施設等との複合化について、柔軟に対応していくことが望まれます。

キーワード

・複合化の目的や方向性の明確化 ・学習環境の高機能化・多機能化 ・多様な世代との交流
 ・地域コミュニティの強化 ・教育活動を支える地域人材の活用
 ・複合化への柔軟な対応

3 学校の適正規模・適正配置

学校は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていく場であることを踏まえ、小・中学校では一定程度の児童生徒数が確保されていることが望ましいものと考えられます。

(1) 学び合う集団と人間関係づくり

【現状】

- 学校は、ペアやグループ等の多様な学習形態を積極的に教育活動に取り入れ、児童生徒同士が互いの考えを伝え合い、学び合う活動を工夫しています。
- また、教職員は一人ひとりの児童生徒に着目し、向き合うことを大切にしながら、具体的ななかかわりの積み重ねによる関係づくりに努めています。
- 学校によっては、縦割り班活動^{*28}等の異学年交流や地域を学びの場とした教育活動を通して、多様ななかかわりの中で児童生徒の社会性を育てています。

【課題】

- これからの教育においては、一方向・一斉型の授業だけでなく、主体的・対話的に学び合う活動など、これまでの学校における実践を土台とした個別最適な学びと協働的な学びを通して、児童生徒の学ぶ意欲や好奇心・探究心を高めたり、引き出したりすることが求められています。

【方向性】

- 個別最適な学びと協働的な学びを通して、児童生徒の学ぶ意欲や好奇心・探求心を育む教育を確実に行う基盤として、学校を学び合う集団と人間関係づくりの場としてよりよいものに形成し、集団生活や地域との多様ななかかわりの中で、児童生徒が社会性や規範意識を身に付けていくことが大切です。
- そのためには、一定程度の児童生徒数が確保されていることや、経験年数や専門性、男女比等のバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましく、児童生徒数の減少により学校が小規模化する中、児童生徒数の中長期的な推計の下、一定程度の学校規模を確保していくことが重要になります。

キーワード

・集団生活や地域との多様ななかかわり ・社会性や規範意識の育成 ・バランスのとれた教職員の配置 ・一定程度の学校規模の確保

(2) 継続可能な部活動への取組

【現状】

- 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会であり、児童生徒の健全な心身と豊かな情操を養い、社会性を育む上で重要な役割を果

たしています。

- 小学校においては、学校教育から地域スポーツへの移行が進む一方、中学校においては、生徒数の減少により、合同チームでの活動や休部、廃部を余儀なくされている部活動があります。
- また、望ましい部活動の環境を構築するため、足利市立中学校部活動ガイドライン^{※29}を策定し、その適正な運用を推進するとともに、教職員に代わって指導を行う部活動指導員^{※30}等の配置を促進するため、部活動指導員・外部指導者登録バンク^{※31}により、地域人材の確保に努めています。

【課題】

- 教職員にとっては、部活動は長時間勤務の要因になることや専門外の部活動を担当することなど、大きな負担となることがあります。一方、児童生徒にとっては望ましい指導を受けられないことがある場合が生じています。
- このような中、継続可能な部活動の在り方と教職員の負担軽減を図る環境の実現が求められています。

【方向性】

- 部活動を継続していくためには、児童生徒数や教職員数が多いことが望ましく、一定程度の学校規模を確保していくことが重要です。
- また、部活動は、教育活動の一環として教育的な意義が高い活動である一方、教育課程外の活動であり、必ずしも教職員が担う必要のないものであるということ踏まえ、部活動における教職員の負担軽減を考慮しつつ、継続可能な部活動運営をしていく必要があります。
- そのためには、部活動のねらいを再確認し、外部指導者となり得る地域人材の確保や地域移行等を含めた望ましい部活動の在り方について、部活動の種類や地域の実情に合わせて検討していく必要があります。
- 地域の協力の下、児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動の実現や、学校における働き方改革を通じた教育活動の質の向上が望まれています。

キーワード

・一定程度の学校規模の確保 ・教職員の負担軽減 ・継続可能な部活動運営
 ・望ましい部活動の在り方の検討 ・地域の協力 ・望ましいスポーツ・文化活動の実現
 ・教育活動の質の向上

(3) 児童生徒数の推移を視点とした教育環境

【現状】

- 全国的に人口減少が進む中、足利市においても児童生徒数が減少しており、今後もその傾向が継続することが見込まれています。
- そのような中、各学校においては地域の実情を踏まえながら、学校規模に応じ

たそれぞれの学校のよさを生かし、創意工夫した特色ある教育活動を展開しています。

【課題】

- 児童生徒数の減少が続く中、小・中学校の小規模化により、教育環境に影響を及ぼすことが懸念されています。

【方向性】

- 中長期的な児童生徒数の推計の下、学校を学び合う集団と人間関係づくりのよりよい場とするためには、集団生活や地域との多様なかかわりの中で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた望ましい教育環境を確保していく必要があります。
- 児童生徒数の減少による学校の小規模化など、教育環境の大きな変化が見込まれることから、将来のあるべき学校像を見据えた学校規模を確保することが重要であり、児童生徒にとって望ましい教育環境を整えていく必要があります。

キーワード

- ・集団生活や地域との多様なかかわり
- ・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・将来のあるべき学校像を見据えた学校規模の確保

(4) 通学路の安全・安心の確保

【現状】

- 通学路は、各学校が児童生徒の通学の安全を第一に考え、学校周辺のより適切な道路を各学校が設定し、各家庭において、日常使われているより安全な道路から決めています。
- 各学校は、通学路における児童生徒の安全確保に向けて、交通状況や危険箇所の把握、交通安全教育、地域と連携した見守り活動など、様々な取組に努めています。
- また、市教育委員会と道路管理者等の関係機関が連携した組織を設置し、道路整備や交通規制など、通学路の安全対策を推進するほか、交通指導員による登校時や行事日等の交通安全活動を行っています。

【課題】

- 児童生徒が被害者となる事故や事件をなくすためには、地域ぐるみで行う登下校時の見守り活動が効果的とされていますが、人口減少や高齢化等に伴い、その担い手不足が懸念されています。
- 学校の適正規模・適正配置を図ることにより、通学区域の広域化が想定されることから、通学路の安全確保がより重要になっています。

【方向性】

- 児童生徒自らが、安全に登下校をするために必要な知識と判断力、行動力を身に付けられるよう、交通安全教育を通じた指導・育成が不可欠です。
- また、児童生徒が安心して通学できる環境を整えるため、学校・家庭・地域と関係機関が積極的な連携や情報交換を図るなど、地域ぐるみで通学路の安全を見守る組織的な取組が必要です。
- 特に、通学路の日常的な安全を確保するためには、地域の支えが不可欠であり、学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域の実情を踏まえた通学路の整備など、安全確保に取り組んでいくことが重要です。

キーワード

・交通安全教育を通じた指導・育成 ・組織的な取組 ・地域の支え ・地域の実情を踏まえた通学路の安全確保

(5) 児童生徒に配慮した通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の確保

【現状】

- 国は、通学距離の基準を「小学校はおおむね4キロメートル以内」「中学校はおおむね6キロメートル以内」、通学時間の目安を「おおむね1時間以内」とし、その上で地域の実情に応じた柔軟な対応を求めています。
- 足利市の現状は、国が示す通学距離の基準を超える小・中学校においては、スクールバスを運行しており、おおむねその基準以内の通学時間となっています。
- また、通学方法は、小学生においては徒歩を原則とするほか、中学校においては通学距離や生徒の負担、地理的条件、通学路の安全確保の状況等を勘案して、学校ごとに通学方法を判断しています。

【課題】

- 学校の適正規模・適正配置を図ることにより、通学区域の広域化が想定されることから、望ましい通学条件を検討する必要があります。

【方向性】

- 学校の適正規模・適正配置を図ることは、通学距離の延長を伴い、児童生徒の通学条件が厳しくなる可能性もあることから、望ましい通学条件を検討していく必要があります。
- 児童生徒の心身の負担や通学路の安全に配慮し、地域の実情を踏まえた望ましい通学条件を確保していくことが重要です。

キーワード

・望ましい通学条件の検討 ・児童生徒の心身の負担への配慮 ・通学路の安全への配慮 ・地域の実情を踏まえた望ましい通学条件の確保

(6) 小規模特認校制度の見直し

【現状】

- 小規模特認校制度^{※32}は、学校選択制の1つである特認校制を活用した制度であり、足利市においては中学校3校で導入しています。
- 小規模特認校では、特色ある教育活動を展開するとともに、生徒の適性を生かした教育活動の一層の推進を目的とし、それに賛同することなどを条件として、入学・転入学を認めています。

【課題】

- 小規模特認校制度について、様々な方法により周知をしていますが、「友達が行くから」「自転車で通えるから」など、本来の趣旨と異なる理由で小規模特認校に入学する生徒もいるという現状があります。
- また、小規模特認校において、当該制度を利用して入学する生徒の割合が半数を超えることもあるなど、その制度の効果が認められる一方、十分な学校規模が確保されているとはいえない状況があります。

【方向性】

- 小規模特認校制度の目的やよさ、当該制度を導入する中学校の特色を正しく伝えるため、保護者への説明会や児童生徒との面談等を通じた丁寧な説明が求められ、小規模特認校制度の理解促進に努めていく必要があります。
- 今後、児童生徒数の減少が見込まれる中、小規模特認校制度において十分な学校規模を確保することが難しい現状から、その制度の在り方について検討していく必要があります。

キーワード

・小規模特認校制度の理解促進　・小規模特認校制度の在り方の検討

4 中学校区教育の推進

児童生徒が社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育むためには、小・中学校が義務教育9年間の全体像を把握し、学習指導や生徒指導において互いに協力した、系統性・連続性に配慮した教育活動の一層の取組が必要であると考えられます。

また、児童生徒の資質や能力は、学校・家庭・地域との多様なかかわりの中で豊かに育まれるものであり、それぞれが一体となって、児童生徒を中心に据えた、学校を学びの拠点とした教育の展開が求められています。

(1) 義務教育9年間の系統性・連続性のある教育の推進

【現状】

- これまで足利市は、中学校区内の小・中学校がそれぞれの特色を生かしながら、義務教育9年間を見通した育てたい子ども像を共有し、教職員が相互理解を深めながら、系統性・連続性のある教育活動を重視した中学校区教育^{※33}に取り組んできました。
- 社会環境が短期間に大きな変化をする時代にあって、教育も変革を求められており、足利市が進めてきた中学校区教育を発展させるため、小中一貫教育^{※34}のモデル校区を設定し、当該制度の導入に向けた研究を進めています。

【課題】

- 小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した教育課程^{※35}を編成して行う教育であり、小・中学校の円滑な接続や連携を重視し、教育の系統性・連続性を一層確保していく必要があります。
- その取組体制として、中学校区内の小・中学校が連携した学校組織を整えることが求められます。
- 現行の通学区域においては、1つの小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる分散進学の状態となっている地域もあり、小・中学校が一貫した教育を推進する上で障壁が生じています。

【方向性】

- 小中一貫教育を推進していくためには、義務教育9年間を連続した教育活動として捉えた教育課程の編成が重要であり、児童生徒や学校、地域の実情を踏まえながら具体的な取組内容の質を高め、児童生徒への豊かな学びにつなげていくことが求められています。
- その中で、小・中学校の教職員が互いの教育課程を理解し、課題を適切に把握することで、系統性・連続性のある教育課程や指導方法を具体的に設定し、実践していく必要があります。
- そのためには、各学校の管理職のマネジメントにより、小・中学校の教職員が互いに授業を見合ったり、合同研修等を実施したりすることで、互いの教育観を知り、学校間の連携や協力体制を強化していく必要があります。

- また、中学校区ごとに教育課程を共有し、9年間の系統性・連続性のある教育活動を展開することで小中一貫教育が保障されることから、通学区域の見直しにより、分散進学を解消していくことが求められます。

キーワード

・義務教育9年間を通じた教育課程の編成 ・小・中学校相互の教育課程の理解
 ・系統性・連続性のある教育課程や指導方法の具体的な設定と実践 ・管理職のマネジメント
 ・学校間の連携や協力体制の強化 ・分散進学の解消

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の充実

【現状】

- 各学校は、児童生徒の健やかな成長を促す観点から、学校・家庭・地域が一体となって、地域の実情に応じた特色ある教育活動の推進が図られるよう学校評議員会^{*36}を設置し、保護者や地域住民の意見を把握・反映しながら、学校運営を行う「地域に開かれた学校づくり」を推進しています。
- 「地域の教育力」を活用した取組として、地域ぐるみによる登下校時の見守り活動をはじめ、読書活動や学習活動等の学校支援活動、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む実践的・体験的な活動を実施しています。
- また、「学校の活力」を活用した取組として、児童生徒が地域行事に積極的に参加し、地域住民との交流や地域振興の担い手となる活動をはじめ、児童生徒が地域の課題に関心をもったり、地域を大切にす郷土愛を育んだりする活動を実施しています。

【課題】

- 児童生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、それらの課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域の一層の連携・協働が不可欠です。
- また、少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加といった様々な社会環境の変化により、地域のつながりの希薄化や児童生徒の社会性等を育成する地域機能の低下が懸念されています。

【方向性】

- 小中一貫教育を推進していく上で、義務教育9年間のよりよい学びの実現や児童生徒を取り巻く様々な課題を解決するためには、児童生徒を中心に据え、学校・家庭・地域が一層連携・協働しながら教育活動を展開していくことが不可欠です。
- 学校・家庭・地域が相互理解と信頼関係を深め、育てたい子ども像を共有し、一体となった取組が必要であり、「地域に開かれた学校」から更に一步踏み出し、「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

- そのためには、学校内の組織体制だけでなく、「地域の教育力」を生かした学校運営が求められ、各学校の管理職のマネジメントにより、学校・家庭・地域が組織的・継続的に連携・協働する仕組みを構築していくことが必要とされます。
- また、そのような取組は、児童生徒の成長に留まらず、学校を地域の学びの拠点として形成し、地域の連帯感を強め、主体的に課題を解決することや地域の担い手を育てることにもつながるものであり、学校・家庭・地域が相互補完する体制の構築が期待されます。

キーワード

- ・学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の展開
- ・育てたい子ども像の共有
- ・「地域とともにある学校」への転換
- ・「地域の教育力」を生かした学校運営
- ・管理職のマネジメント
- ・組織的・継続的に連携・協働する仕組みの構築
- ・学校・家庭・地域が相互補完する体制の構築

第3章 諮問事項2に対する答申

- 1 学校再編に向けた基本的な考え方
- 2 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準
- 3 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準
- 4 学校規模を視点とした小規模特認校制度の考え方
- 5 望ましい通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の考え方
- 6 望ましい通学区域の考え方
- 7 小中一貫教育の考え方
- 8 学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方
- 9 留意事項

I 学校再編に向けた基本的な考え方

全国的な傾向として、少子化の影響により児童生徒数は減少しています。足利市においても同様の傾向であり、児童生徒数が減少する中、「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現に向け、小・中学校の再編について、より具体的な検討を進めるに当たり、本審議会の取り組み方として、どのような視点で検討を行うべきかを明確化することにします。

(1) 学校再編の取組に対する考え方

- 小・中学校は、児童生徒が変化の著しいこれからの社会を生き抜くために、市教育委員会が教育理念として定めた「目指すべき子ども像」である「自ら学び心豊かにたくましく生きる 足利っ子」の育成を目指し、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていく場でなければなりません。
- 本審議会においては、児童生徒にとっての教育環境をよりよくする目的で、望ましい学校規模と学校配置を実現することを最優先として検討すべきであると考えます。
- しかし、小・中学校は単なる教育の場ではなく、地域コミュニティの拠点としての役割も担っています。そのため、小・中学校の再編の検討に当たっては、教育的な視点を第一義としますが、学校が有する多様な側面を考慮し、学校と地域の関係についても配慮して検討する必要があります。

(2) 学校再編に向けた基本理念

- 小・中学校は児童生徒の成長の場であるため、小・中学校の再編の検討に当たっては、「将来を担う子どもたちの良好な教育環境の実現」の視点を中心に据えて検討することを本審議会の基本理念とします。
- 地域コミュニティの拠点としての役割を担う学校の在り方、また、児童生徒が多様な人々とかかわり、様々な経験を重ねていくための学校と地域の密接な協働関係の在り方については、地域の意見も踏まえ、別途議論されることが望ましいと考えます。

学校再編に向けた基本的な考え方

将来を担う子どもたちの良好な教育環境の実現

2 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準

児童生徒数が減少する中で、「目指すべき子ども像・求められる学校像」を実現し、児童生徒の教育環境をより充実させるためには、一定程度の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数や専門性、男女比等のバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいといえます。また、小学校における教科担任制や中学校における免許外教科指導の解消のほか、学校が直面する多様な課題への組織的な対応をしていくためには、一定程度の学校規模の確保が必要となります。

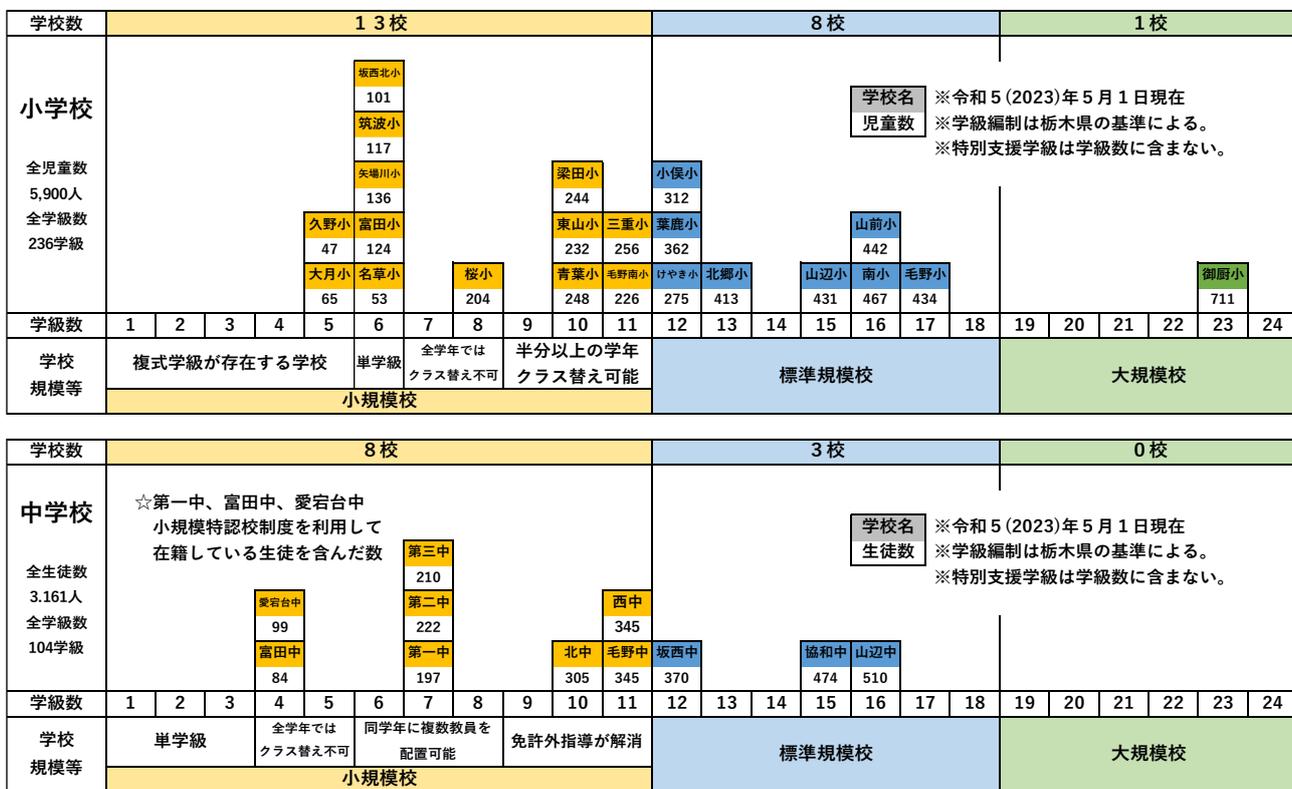
そこで、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるため、国が示す学校規模の基準を目安として、学校の小規模化に伴う課題を視点に、足利市としての望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準を検討する必要があります。

(1) 学校規模の現状

- 「学校教育法施行規則(文部科学省)」及び「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(政令)」において、小・中学校の学級数は、ともに12学級以上18学級以下が標準※とされています。

※本答申では、11学級以下の学校を「小規模校」、12学級以上18学級以下の学校を「標準規模校」、19学級以上の学校を「大規模校」としています。

- 足利市の小・中学校の学級数の現状は【図7】のとおりで、国の示す基準に照らし合わせると、令和5(2023)年度現在、小学校のおよそ59% (13/22校)、中学校のおよそ73% (8/11校) が小規模校となっています。



【図7】令和5(2023)年度足利市立小・中学校の学級数別分布図

(2) 学校規模による教育環境への影響

○学校規模により、教育環境には様々な影響があり、特に小規模校の場合には、【表1】のような「よさ」と「課題」が生じています。

【表1】小規模校の「よさ」と「課題」

| 区分 | よ さ | 課 題 |
|-------|---|---|
| 学習面 | <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導が行いやすい。 様々な活動で一人ひとりがリーダーを務めるなど、活躍の機会が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な考えに触れ、学び合い、切磋琢磨する機会が少ない。 グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習方法や指導方法をとりにくい。 集団活動に制約が生じる。 |
| 生活面 | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 上級生・下級生間の縦の交流が生まれやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> クラス替えを行いにくく、新たな人間関係の構築が難しい。 相互の評価が固定化されやすい。 クラブ活動や部活動の種類が限定される。 |
| 学校運営面 | <ul style="list-style-type: none"> 教材・教具や運動場・体育館・特別教室などの施設が余裕をもって使える。 学校が一体となった体験的な学習や校外学習などを行いやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> 経験、専門性、男女比等のバランスのとれた教職員配置をとりにくく、免許外指導の教科が生まれるなどの可能性がある。 教職員の校務負担が大きくなり、様々な課題に組織的に対応することが難しい。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域の協力が得やすく、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> P T A 活動などにおける保護者の負担が大きくなりやすい。 |

参考：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

(3) 各学年で複数の学級を編制できる「よさ」

○各学年で複数の学級を編制できる「よさ」として、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省。以下「適正規模・適正配置等に関する手引」という。）」において、以下のことなどが挙げられています。

- ・児童生徒同士や児童生徒と教職員の人間関係に配慮した学級編制ができる
- ・児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ・新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ・クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ・学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ・学級の枠を超えた習熟度別指導など、多様な指導形態をとることができる

(4) 足利市における望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準

- 小規模校の「よさ」も認められますが、学校運営や児童生徒に与える影響を考慮した場合、学校の小規模化が進むことによる課題から生じる影響の方が大きいと考えられます。
- そのため、小学校においては、児童が意欲を新たにすることができるクラス替えや学級同士が切磋琢磨することができる集団の編成などが可能な1学年2学級以上であることが望ましいと考えます。
- 中学校においては、教科担任制であるため、各教科等で当該教科の免許を保有する教職員の配置が可能な9学級以上が望ましいと考えます。
- 小・中学校ともに学級数の上限は、国が示す標準規模の学級数の上限である18学級（小学校は1学年3学級、中学校は1学年6学級）が望ましいと考えます。

望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準

| | |
|-----|-----------------------------|
| 小学校 | 12学級以上18学級以下（1学年2学級以上3学級以下） |
| 中学校 | 9学級以上18学級以下（1学年3学級以上6学級以下） |

- * 1学年に複数の学級があることが望ましいと考えますが、地域の実情や学校再編の進捗状況から、当分の間、複式学級^{※37}を有しない6学級（1学年1学級）を1校当たりの学級数の下限とすることが望ましいと考えます。
- * 小・中学校の学級数が、上限とする18学級を超える場合には、教職員の増員や配置の工夫などにより、児童生徒一人ひとりのよさを的確に把握し、持ち味を発揮できるような適切な学校運営が図れるようにする必要があります。

3 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準

児童生徒数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なります。一定の学級数があっても、1学級の児童生徒数が少ない場合には、教育活動の質の維持が困難となる場合もあるため、足利市としての望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準を検討する必要があります。

(1) 国・県の示す学級編制の基準

① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(文部科学省)

○当該法律において、1学級当たりの児童生徒数について下記の数を下回る数を基準とするよう定められています。

| 学校の種類 | 学級編制の区分 | 1学級の児童・生徒数 |
|-------|---------------|---------------------|
| 小学校 | 同学年の児童で編制する学級 | 35人 |
| | 複式学級 | 16人(第1学年の児童を含む場合8人) |
| 中学校 | 同学年の生徒で編制する学級 | 40人 |
| | 複式学級 | 8人 |

② 令和5(2023)年度公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制基準及び教職員配当基準(栃木県教育委員会)

○当該基準において、下記のように定められています。

| 学校の種類 | 学級編制の区分 | 1学級の児童・生徒数 |
|-------|---------------|-------------------------|
| 小学校 | 同学年の児童で編制する学級 | 35人以下 |
| | 複式学級 | 16人以下(第1学年の児童を含む場合8人以下) |
| 中学校 | 同学年の生徒で編制する学級 | 35人以下 |
| | 複式学級 | 編制しない |

(2) 学級規模による教育環境への影響

○学級規模が小さい場合、きめ細やかな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといった一定のメリットも認められますが、授業のみならず学校行事等の多くの場面で教育活動の質の維持が困難となり、児童生徒が多様な考えに触れることができなくなるなどの教育効果の低下が懸念されます。

○児童生徒数が少ない学級における課題について、適正規模・適正配置等に関する手引で次のように述べられています。

- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる

- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる

○これからの教育においては、個別最適な学びと協働的な学びを通じて、児童生徒の学ぶ意欲や好奇心・探究心を高めたり引き出したりすることが求められています。学級規模が極端に小さくなった場合、班活動やグループ分けのパターン、協働的な学習で取り上げる課題等に制約が生じ、新たな時代に求められる、多様なかかわりの中で児童生徒を育む教育活動を充実させることが難しくなります。

○また、令和5(2023)年度現在、小学校2校に複式学級が編制されています。各学校でその実態に応じたきめ細やかな教育に取り組んでいる状況にありますが、学習や集団活動、指導上の制約が多く、児童の教育的観点から、その解消を図ることが喫緊の課題となっています。

○複式学級における課題について、適正規模・適正配置等に関する手引で次のように述べられています。

- ・教員に特別な指導技術が求められる
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ・単式学級^{※38}の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ・実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ・兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

(3) 足利市における望ましい学級規模(1学級当たりの児童生徒数)の基準

○複数の学級を編制できる場合、小・中学校とも、上限を県が定める令和5(2023)年度現在の1学級の学級編制基準(35人)とし、下限を1学年2学級編制とした場合の1学級の最小人数(18人)とすることが適切であると考えます。

望ましい学級規模(1学級当たりの児童生徒数)の基準①

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 小学校 | 1学級 | 18人以上 35人以下 |
| 中学校 | 1学級 | 18人以上 35人以下 |

○複式学級は、一般的に教育上の課題が大きく、教育活動に大きな制約を生じることが懸念されるため、早期に解消を図る必要があると考えます。

望ましい学級規模(1学級当たりの児童生徒数)の基準②

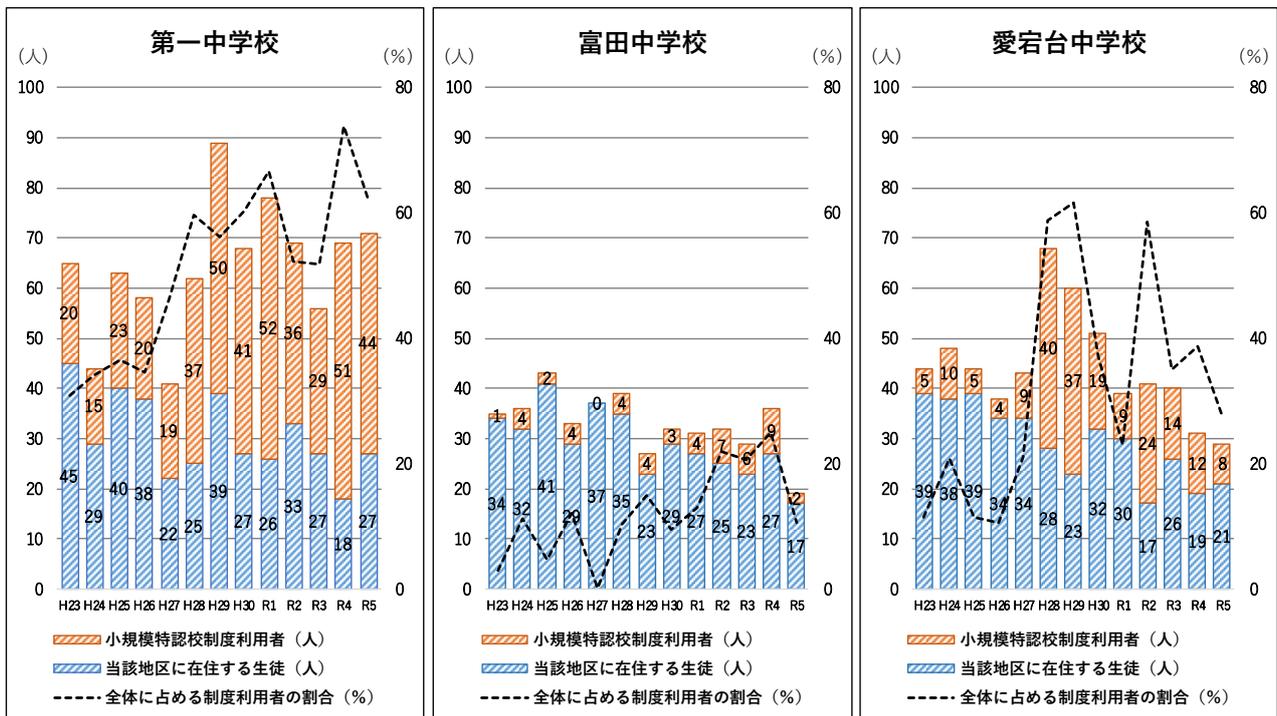
| |
|-----------|
| 複式学級の早期解消 |
|-----------|

4 学校規模を視点とした小規模特認校制度の考え方

足利市では、平成23(2011)年度から、特色ある教育活動を展開し、生徒の適性をより一層生かすことを目的として、中学校において小規模特認校制度が導入されています。将来の学校の在り方等の検討にあたり、生徒の教育環境をより充実させるための望ましい学校規模を確保することを考えた場合、学校規模が小さい小規模特認校の在り方を再考する必要があります。

(1) 小規模特認校制度の現状

○中学校3校に小規模特認校制度が導入されており、その活用実績(各年度の制度活用者数の推移)は【図8】のとおりです。



【図8】小規模特認校制度の活用実績

○小規模特認校制度が担ってきた役割は以下のとおりです。

- ① 生徒の持ち味や適性が一層発揮できるようにすること
- ② 特色ある教育活動を展開すること
- ③ 小規模校を存続させるために、一定の学校規模を確保すること
- ④ 新しい環境での中学校生活を望む生徒の選択肢となること

○小規模特認校制度の大きな役割である「①生徒の持ち味や適性が一層発揮できるようにすること」については、平成30(2018)年度に、生徒や保護者を対象として実施した小規模特認校制度に関するアンケートから、【表2】のとおり、一定の役割を果たしてきたと認められます。

【表2】平成30(2018)年度実施「小規模特認校制度に関するアンケート」

| 【小規模特認校に入学して、あなたの持ち味や適性は発揮されていますか（発揮されましたか）】 | | | | | |
|--|------------|---------|-------------|----------|-----|
| 区分 | とても発揮できている | 発揮できている | あまり発揮できていない | 発揮できていない | 無解答 |
| 在校生 | 23% | 59% | 12% | 4% | 2% |
| 卒業生 | 45% | 45% | 8% | 2% | 0% |

対象：在校生157人(回収率66%) 卒業生151人(回収率32%)

| 【小規模特認校に入学して、お子さんの持ち味や適性は発揮されていますか（発揮されましたか）】 | | | | | |
|---|------------|---------|-------------|----------|-----|
| 区分 | とても発揮できている | 発揮できている | あまり発揮できていない | 発揮できていない | 無解答 |
| 在校生保護者 | 18% | 61% | 17% | 3% | 1% |
| 卒業生保護者 | 36% | 53% | 11% | 0% | 0% |

対象：在校生保護者157人(回収率66%) 卒業生保護者151人(回収率32%)

- 「②特色ある教育活動を展開すること」については、教職員が超過勤務にならないようにするための調整が困難であるなど、土曜日授業における取組の継続に難しさがあり、小規模特認校制度の導入当初の趣旨が薄れてきています。
- 「③小規模校を存続させるために、一定の学校規模を確保すること」については、各学年で複数の学級が編制され、学級同士が切磋琢磨する環境をつくることのできるなどの教育効果を考慮した一定の学校規模の確保が求められますが、小規模特認校制度を運用することによる望ましい学校規模の確保は、現状では難しいと考えられます。
- 「④新しい環境での中学校生活を望む生徒の選択肢となること」については、指定校以外から通学する生徒が一定割合おり、様々な教育上の課題を抱える生徒にとっての選択肢の一つになっています。

(2) 足利市における小規模特認校制度の考え方

- 小規模特認校は、これまで一定の役割を果たしてきましたが、足利市全体の児童生徒数が減少する中、小規模特認校制度により特定地域の学校規模を確保することを見直し、すべての学校においてバランスのとれた望ましい学校規模を確保する必要があると考えます。
- 望ましい学校規模の確保については、小規模特認校制度ではなく、児童生徒数の将来推計や望ましい学校規模の基準、自治会や地区自治会の単位等を考慮した学校再編により行うことが望ましいと考えます。
- 現在、小規模特認校が担っている教育上の課題を抱える生徒の選択肢としての役割については、現行の指定校変更制度^{※39}の柔軟な運用や新たな制度設計により、小規模特認校制度の見直しと合わせた対応策を検討する必要があります。

学校規模を視点とした小規模特認校制度の考え方

小規模特認校制度の見直し

5 望ましい通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の考え方

望ましい学校規模を確保するための学校再編の取組により、通学区域が広域化することから、通学における児童生徒の心身の負担や安全確保に配慮することが必要となります。児童生徒や通学路の実態を踏まえた望ましい通学条件が確保され、児童生徒にとってよりよい教育環境となるよう、児童生徒の安全・安心を第一に考えた通学条件を検討する必要があります。

（1）国が示す通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の基準等

①義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（政令）

○当該施行令において、適正な学校規模の条件の一つとして、通学距離は、「小学校にあってはおおむね4キロメートル以内」、「中学校にあってはおおむね6キロメートル以内」と示されています。

②公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

○当該手引では、通学距離及び通学方法の考え方については、「徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当である」とした上で、各市町村においては、「児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定すること」が望ましいとしています。

○また、通学時間及び通学方法の考え方については、「適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提」として、「『おおむね1時間以内』を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて」判断をすることが適当であるとしています。

（2）足利市における望ましい通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の考え方

①通学時間

○通学時間については「おおむね1時間以内」を一応の目安とする一方、通学方法にかかわらず、40分以上の通学になると、児童生徒がストレスを感じる割合が高くなるという報告（「通学制限に係る児童生徒の心身の負担に関する調査研究（文部科学省 2008）」）がされています。

○そのため、国が示す基準や児童生徒の心身の負担を軽減する観点から、通学時間の目安は、おおむね40分以内とすることが望ましいものと考えます。

望ましい通学条件（通学時間）の考え方

通学方法を問わず、おおむね40分以内

②通学距離・通学方法

- 通学時間の基準をおおむね40分以内とした場合、児童生徒の徒歩及び自転車のおよその平均速度（「横断的にみた通学における歩行の変化（金沢大学大学院 2011）」、「自転車の走行空間等の違いによる旅行速度の際に関する分析（国土交通省 2011）」）により、通学時間40分で通学できる距離を計算すると、「小学校は徒歩で2.8km」、「中学校は徒歩で3.3km・自転車で6.4km」となります。
- 算出した通学可能距離を参考にすると、徒歩による通学距離の目安は、「小学校はおおむね2.8km以内」、「中学校はおおむね3.3km以内」とすることが望ましいものと考えます。
- また、中学校の自転車による通学距離の目安は、国の示す通学距離の基準や足利市のスクールバスの運行状況を考慮すると6 km以内が望ましいものとなりますが、部活動等の下校時刻や通学路の実態等を勘案し、学校ごとにその実情に応じた判断が必要となります。

望ましい通学条件（通学距離・通学方法）の考え方

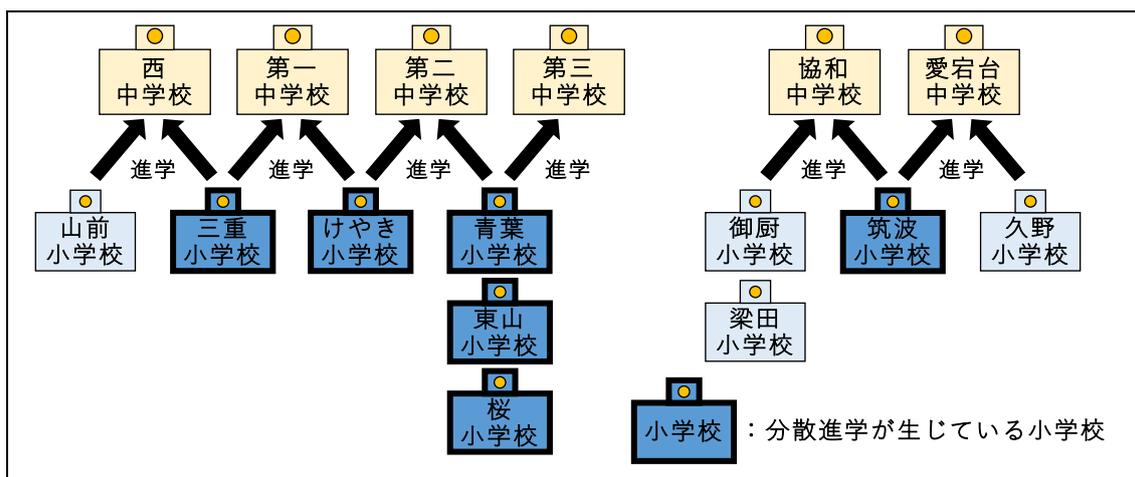
| | | |
|-----|---------|---------------------------|
| 小学校 | 徒歩 | おおむね 2.8 km以内 |
| | スクールバス等 | おおむね 2.8 km超 |
| 中学校 | 徒歩 | おおむね 3.3 km以内 |
| | 自転車 | おおむね 6.0 km以内(学校ごとの実情による) |
| | スクールバス等 | おおむね 6.0 km超 |

6 望ましい通学区域の考え方

児童生徒の学びを充実させるためには、学校・家庭・地域の相互補完的な連携・協働関係を築いていくことが重要です。学校再編の取組により、通学区域が広域化し、再編後の学校と地域の関係が希薄化することが懸念されることから、現在の通学区域や学校と地域のつながり等を考慮した望ましい通学区域の考え方を検討する必要があります。

(1) 通学区域の現状

- 足利市の小・中学校の通学区域は、「足利市立小学校の通学区域に関する規則」及び「足利市立中学校の通学区域に関する規則」により定められており、道路、山及び河川等の地理的条件、自治会や地区自治会の区域など、地域の実情を踏まえて設定されています。
- 現行の通学区域においては、【図9】のとおり、1つの小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる分散進学が生じたり、自治会や地区自治会を分割して設定されたりしているところがあります。



【図9】分散進学が生じている現行の通学区域

(2) 足利市における望ましい通学区域の考え方

① 学校と地域の協働関係の観点から

- 児童生徒の資質や能力は、学校・家庭・地域との多様ななかかわりの中で育まれるものであり、豊かな人間性や社会性を育む実践的・体験的な活動には「地域の教育力」が不可欠です。
- また、地域のつながりの希薄化や児童生徒の社会性等を育成する地域機能の低下が懸念されており、「学校の活力」を地域へ生かす活動や地域の声を学校運営に生かす仕組みとしてのコミュニティ・スクール^{※40}の導入は、学校と地域のより密接な協働関係の構築につながり、学校を核とした地域コミュニティの活性化が期待されます。

○こうした学校と地域の間を、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくためには、学校を地域の拠点とし、自治会や地区自治会を分割しない通学区域とすることが望ましいものと考えます。

②小中一貫教育の推進の観点から

- 足利市では、中学校への分散進学により、小・中学校間や中学校を中心とした地域との連携・協働が進めにくい状況にある学校区があります。
- これまで進めてきた中学校区教育を発展させ、小中一貫教育を効果的に推進するためには、その障壁となる分散進学を解消し、地域の特色を生かすことのできる小・中学校のグループ化が可能な通学区域であることが望ましいものと考えます。

③地域と児童生徒の関係への配慮の観点から

- 通学区域と地域は不可分であり、地域の実情に配慮することは、学校と地域が連携した教育活動を充実させることができ、児童生徒のよりよい教育環境を整えるものとなります。
- 通学区域を検討する場合、児童生徒がこれまで築いてきた学校や地域における交友関係や地域とのつながりについて配慮する必要があります。
- 地域は、児童生徒の学びの場でもあり、その関係性を維持するため、分散進学の解消を図りつつ、現在の通学区域を基本単位とすることが望ましいものと考えます。

望ましい通学区域の考え方

現在の通学区域を基本とした、自治会や地区自治会を分割しない通学区域

7 小中一貫教育の考え方

小・中学校の再編は、教育活動や学校運営の在り方について考える大きな契機となります。現在、足利市で取り組んでいる中学校区教育を発展させ、小中一貫教育を推進していくことが、質の高い教育環境を整え、児童生徒の豊かな学びにつながるものと捉えています。

(1) 国が示す小中一貫教育の考え方

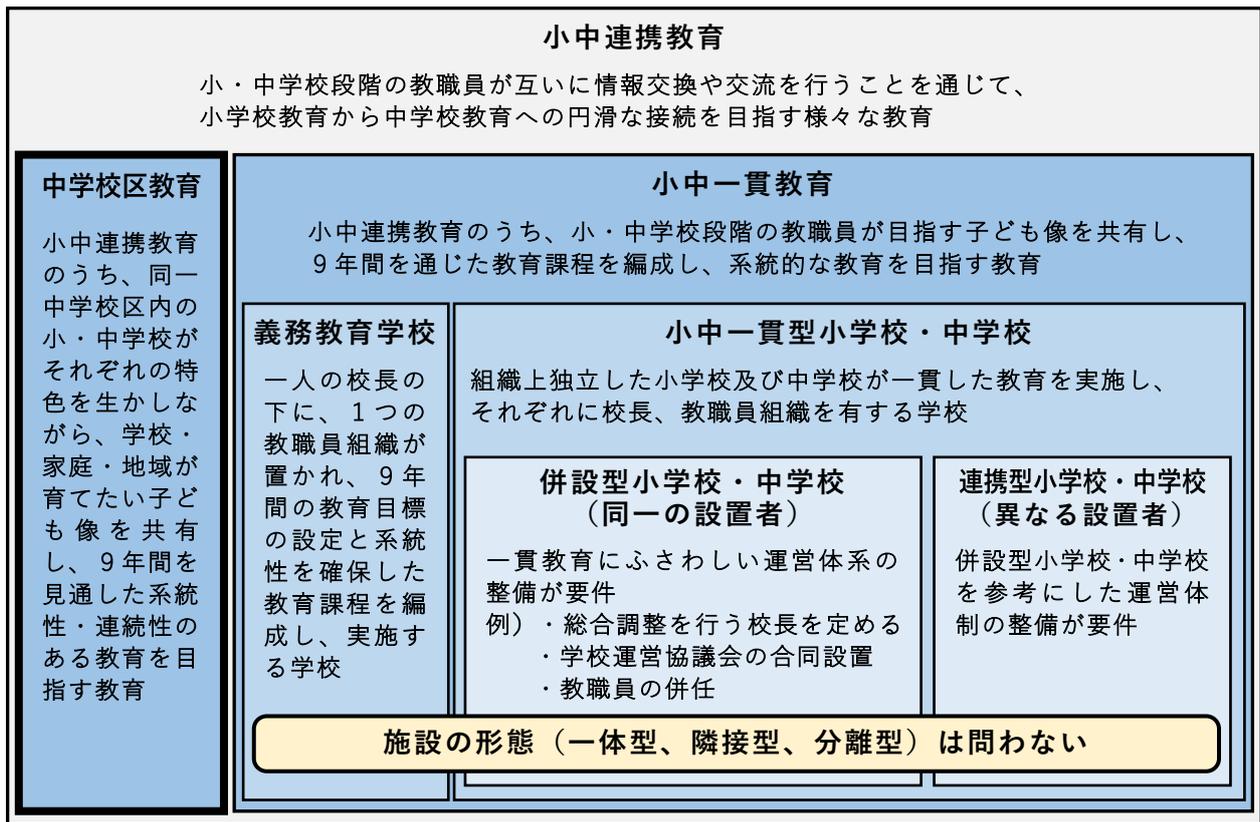
適正規模・適正配置等に関する手引において、学校再編に伴う小中一貫教育の導入について、次のように述べられています。

- 統合によって新たに学校がスタートすることを契機として、地域の未来を改めて展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たな先進的なカリキュラムの研究開発に取り組むことが考えられます。
- 近年では、子どもの発達の早期化やいわゆる中1ギャップ^{※41}への効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、小中一貫教育を導入する市町村が増えてきており、学習指導面、生徒指導面、教員の意識改革面等で顕著な成果が報告されています。
- 特に地域の児童生徒が少ない場合は、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待されます。
- 統合の規模や形態にもよりますが、学校統合は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機となり得るものです。

(2) 足利市の取り組む小中連携教育

①制度上の分類

- 足利市が取り組む中学校区教育は、小学校教育と中学校教育の円滑な接続を目指す様々な教育(小中連携教育)の中の1つとして、分類すると次の【図10】のような位置付けになります。
- また、小中一貫教育を行う学校については、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の2通りで、このうち「小中一貫型小学校・中学校」は、同一設置者のものは「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校(併設型小学校・中学校)」、設置者が異なるものは「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校(連携型小学校・中学校)」に分類されます。



参考：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）
 目指すべき子ども像・求められる学校像の実現に向けて（足利市教育委員会）

【図 10】中学校区教育と小中連携教育、小中一貫教育の関係

②足利市の中学校区教育の現状

- 足利市は、小中連携教育の枠組みの中で、同一中学校区内の小・中学校がそれぞれの特色を生かしながら、義務教育9年間を見通して、学校・家庭・地域が育てたい子ども像の共有や相互理解に努め、系統性・連続性のある教育内容・指導方法を工夫するとともに、一体となって児童生徒を育てる教育として、中学校区教育を展開しています。
- しかし、1つの小学校から複数の中学校へ進学する分散進学の形態となっている学校区もあり、系統性・連続性に配慮した教育活動の確保に苦慮している現状があります。
- こうした中においても、質の高い教育環境を整え、児童生徒への豊かな学びにつなげるため、分散進学が生じている複数の中学校区が連携したり、小中一貫教育のモデル校区を設定したりして、小・中学校の教職員による目指す子ども像の共有や義務教育9年間を通じた教育課程の編成を行うなど、小中一貫教育の導入に向けた研究を進めています。

(3) 足利市における小中一貫教育の考え方

- 市教育委員会が定めた「目指すべき子ども像」を実現するためには、社会環境

の大きな変化と様々な教育課題への対応、児童生徒の心身の発達の変化への対応、家庭や地域との連携・協働の一層の推進などの観点から、系統性・連続性のある教育課程を編成することが重要であり、小中一貫教育の導入の必要があります。

- 義務教育9年間のよりよい学びの実現や児童生徒を取り巻く様々な課題を解決するためには、児童生徒を中心に据え、学校・家庭・地域が一層連携・協働しながら教育活動を展開していく体制を構築していくことが不可欠です。

小中一貫教育の考え方

小・中学校の連携と学校・家庭・地域のつながりを強化する小中一貫教育の推進

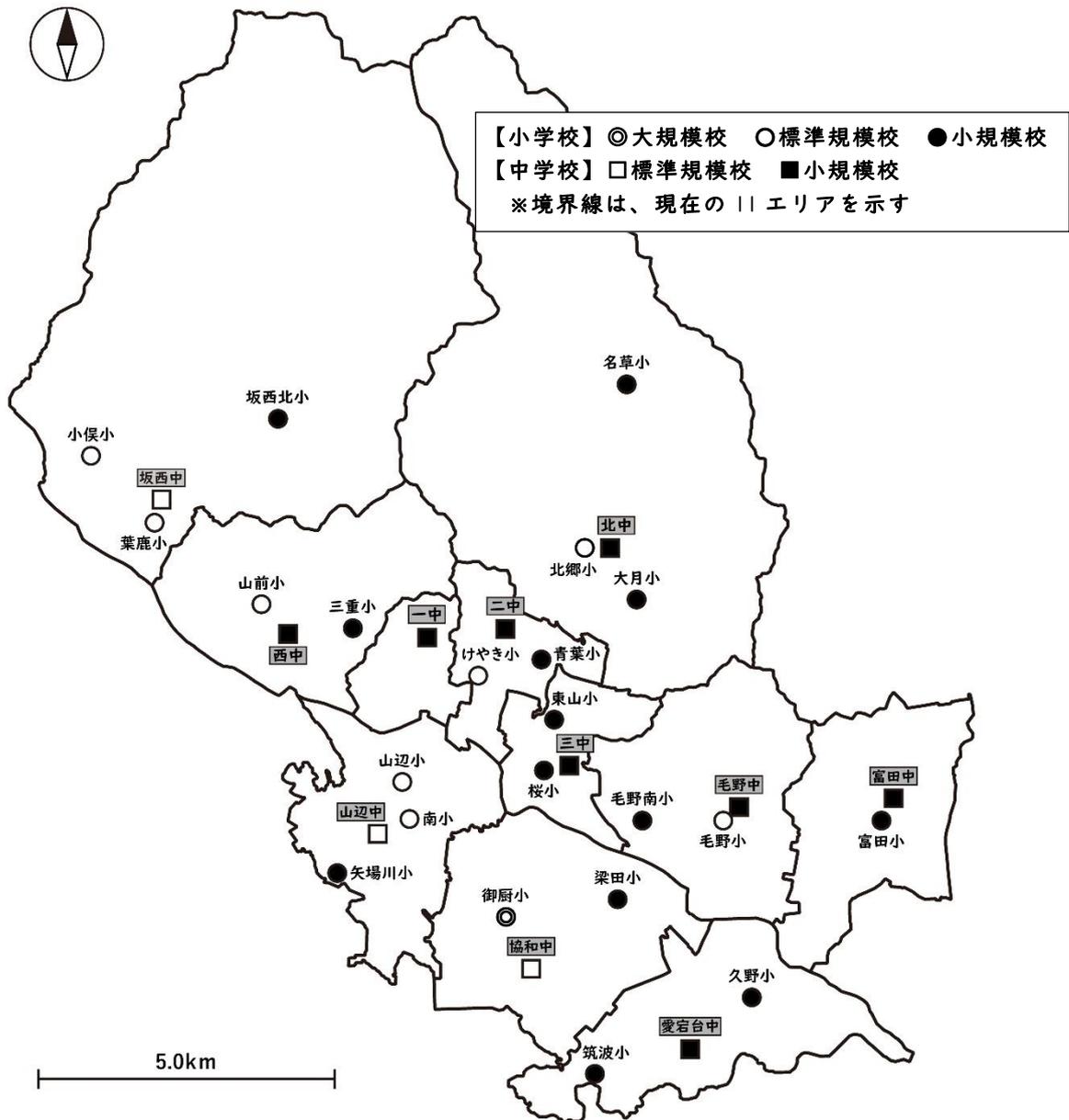
*小中一貫教育の導入に当たっては、その目的や方向性を明確にした上で、足利市の現状や地域の実情を考慮し、学校種別（義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校）や施設形態（施設一体型、施設隣接型、施設分離型）について検討することを含め、足利市の子どもたちにとってふさわしい小中一貫教育を推進していく必要があります。

*学校再編前であっても、各中学校区で義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、小中一貫教育の導入に向けて、順次取り組んでいくことが望ましいと考えます。

8 学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方

「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現に向け、これまで望ましい学校教育環境の在り方について、その基準や考え方を検討してきました。それらの内容を基に、学校再編に向けたエリア（1つの中学校を中心としてグループ化した小・中学校の通学区域）設定の考え方を整理する必要があります。

(1) 足利市の中学校区の現状



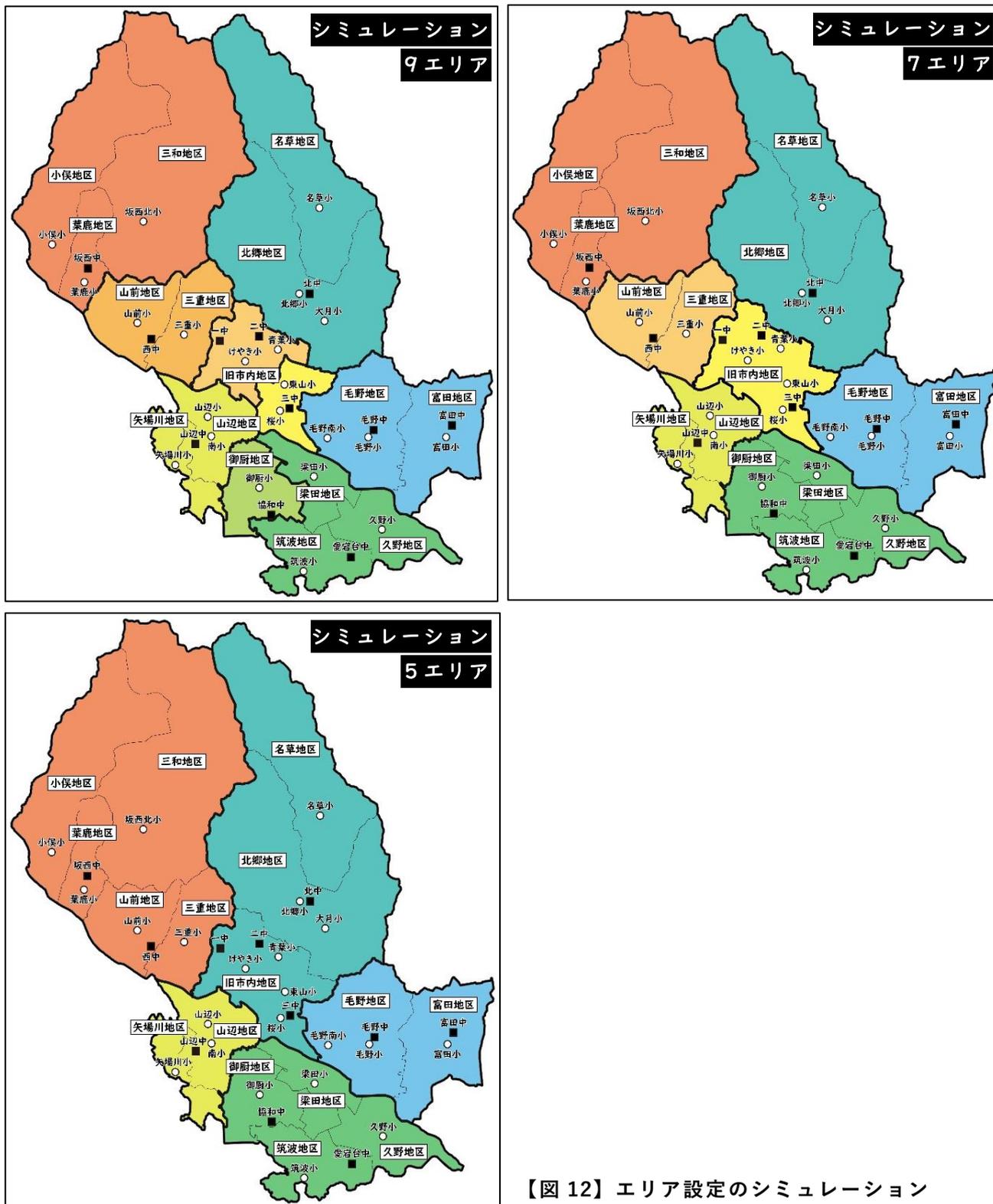
【図 11】 令和 5 (2023)年度現在の足利市のエリア

○【図11】のとおり、令和5(2023)年度現在、IIのエリアを設定しており、エリアごとの児童生徒数にはばらつきがありますが、中学校ではII校のうち8校、小学校では22校のうち13校が国の基準において小規模校（II学級以下）になっています。

(2) エリア設定の考え方

児童生徒数の将来推計を基に、「現在の通学区域を基本とした、自治会や地区自治会を分割しない通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、分散進学が解消されるエリア設定をしたシミュレーションを行い、小・中学校の組み合わせや中学校における学校規模など、エリア設定に当たっての考え方を検討します。

①本審議会におけるこれまでの検討内容



【図 12】 エリア設定のシミュレーション

- 【図12】のシミュレーションにおいて、エリア内の中学校を1つに統合した場合、令和5(2023)年度、令和15(2033)年度、令和25(2043)年度の各年度で、中学校における望ましい学校規模の基準とした9学級以上18学級以下を確保できるエリア数は【表3】のとおりです。

【表3】望ましい学校規模の基準を確保できる見込みのエリア数

| シミュレーション \ 年度 | 令和5(2023)年度 | 令和15(2033)年度 | 令和25(2043)年度 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 9エリア | 7エリア (7/9) | 4エリア (4/9) | 3エリア (3/9) |
| 7エリア | 7エリア (7/7) | 5エリア (5/7) | 4エリア (4/7) |
| 5エリア | 5エリア (5/5) | 5エリア (5/5) | 5エリア (5/5) |

※ () 内の数字は、「望ましい学校規模が確保されるエリア数/エリア数」を示す

② エリア設定を検討する場合の観点

上記の結果から、エリア設定を検討するに当たっては、下記の5つの観点があると考えられます。

ア 児童生徒の良好な教育環境の実現

- 望ましい学校規模の基準を踏まえ、児童生徒が切磋琢磨し、学び合える環境の確保や免許外教科指導を解消できる教職員配置、義務教育9年間の系統性・連続性のある教育の推進など、子どもたちの良好な教育環境の実現を第一に考えていく必要があります。

イ 通学時の安全

- 学校再編による通学区域の広域化に伴い、徒歩や自転車での通学距離が延長したり、交通量の多い道路を横断したりするなど、通学条件が厳しくなることから、交通安全の確保や不審者対策など、通学時の安全確保について更なる徹底をする必要があります。

ウ 分散進学を解消

- 今まで以上に地域で子どもを育てていく意識が大切になってくるものと思います。そのためには、分散進学を解消し、地域の特色を生かすことのできる通学区域の設定が重要であると考えます。

エ 学校と地域の連携・協働

- 学校再編に当たっては、「地域の教育力」を学校教育に生かしたり、「学校の活力」を地域に取り入れたりできるエリア設定を考えていく必要があります。

オ 地域づくりの核としての学校の在り方

- 学校は、地域コミュニティの拠点としての役割も担っているため、エリア設定に当たっては、自治会や地区自治会をはじめ、エリア内の公共施設の在り方など、まちづくりの一環としての視点も大切にし、地域の実情を踏まえた検討が必要であると考えます。

(3) 足利市におけるエリアの考え方

- エリア設定の考え方には様々な視点がありますが、本審議会では、児童生徒数の将来推計を基に、「現在の通学区域を基本とした、自治会や地区自治会を分割しない通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、分散進学が解消されるエリア設定として、9エリア・7エリア・5エリアのシミュレーションを行い、比較検討すると、以下のようなメリット・デメリットが考えられます。
- 9エリア程度を設定した場合
 - ・地域づくりの核となる学校を多く存続させたり、通学区域が極端に広域化することがなくなるため、児童生徒の通学時の負担増を抑えることができます。
 - ・現時点においても、複数のエリアで望ましい学校規模を確保することができないほか、今後の児童生徒数の推移によっては、さらに小規模校が多くなったり、短期間のうちに再度の学校再編が必要になることが想定されます。
- 7エリア程度を設定した場合
 - ・望ましい通学条件や学校と地域の関係、地域間の関係性を比較的維持しやすいと考えられます。
 - ・将来的にいくつかのエリアで、望ましい学校規模を確保できなくなることが想定されます。
- 5エリア程度を設定した場合
 - ・長期的にすべてのエリアで望ましい学校規模を確保することができます。
 - ・通学区域が広域化することで児童生徒の通学に影響が及ぶことや、学校が連携・協働していく地域も広域化することで、学校と地域の関係が希薄化するなどの懸念があります。
- 以上のことから、エリア設定を検討する場合の5つの観点を考慮し、学校規模の確保を優先しつつも、まちづくりの一環にもなり得ることも踏まえ、地域の理解や協力を得て連携・協働関係を維持し、「地域の教育力」を最大限に発揮できる総合的な観点からみたエリア設定が望まれます。

学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方

望ましい学校規模、児童生徒の通学への影響、学校と地域の連携・協働関係の維持など、総合的な観点からみたエリア設定

9 留意事項

本章において、将来の学校再編に向けた学校の在り方について、その基本的な考え方や望ましい基準等を検討してきました。これを受け、「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現に向けて、市教育委員会が取り組む新たな学校づくりに当たって、以下の点について留意すべきであると考えます。

(1) 児童生徒への配慮

- 学校再編に伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との人間関係等が大きく変化することから、新たな学校生活に安心して移行できるよう、再編前後の計画的な取組、教職員の配置など、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があります。
- 児童生徒が小・中学校在学中に複数回の学校再編を経験することのないよう、その時期や順序等について、中長期的な視点により慎重に議論する必要があります。

(2) 通学時の安全

- 学校再編に伴い、通学区域が広域化したり、通学路が変更されたりするため、児童生徒の登下校を地域ぐるみで見守る体制や地域の実情を踏まえた通学路の整備など、学校・家庭・地域と関係機関が連携した安全対策を講じることにより、通学環境の安全確保に十分に留意する必要があります。
- 通学時の安全確保や通学に伴う児童生徒の心身の負担軽減の観点からも、通学距離や通学時間を考慮した多様な通学方法について検討する必要があります。

(3) 地域への配慮

- 学校再編に伴い、それぞれの小・中学校が連携・協働していく地域も広域化することから、これまで培ってきた学校と地域の関係を維持・発展させていく必要があります。
- 児童生徒に求められる資質や能力は、多様な人々とかかわり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることに加え、学校には地域コミュニティの拠点としての役割もあることから、学校再編に当たっては、地域の様々な実情を考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら、より丁寧な協議進行に努める必要があります。

(4) 学校の跡地活用

- 閉校した学校の跡地は地域にとって貴重な財産であり、地域コミュニティの維持・活性化や産業振興など、様々な効果が期待されることから、その活用については、これまでの地域における学校の役割や地域の意見・要望を考慮しつつ、まちづくりの観点を含め、総合的に検討する必要があります。

おわりに

本審議会では、将来を担う子どもたちがよりよく「生きる力」を育むことができる学校の教育環境をどのように構築すべきかに主眼を置いて、小・中学校の適正規模・適正配置について多角的かつ客観的な観点から検討を重ねてきました。

子どもたちにとって学校は、認められ、自信をもち、自分のよさや持ち味を存分に発揮し、明るく伸び伸びと学習や生活に取り組める楽しい場であればなりません。また、子どもたちが集団生活の中で豊かな人間関係を築き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにする役割も持ち合せています。

その一方、学校は、地域コミュニティの拠点としても重要な役割を担っています。そのため、小・中学校の適正規模・適正配置の実現に当たっては、子どもたちの教育の場としての学校をいかによりよいものとしていくかを最優先の目的としながらも、地域の実情を考慮しつつ、豊かで活力ある地域コミュニティの形成にも配慮していかなければなりません。

本答申を契機として、足利市及び足利市教育委員会におかれては、小・中学校の適正規模・適正配置を推進していただくとともに、今後の行政計画の策定に当たっては、関係機関が一体となって将来を担う子どもたちの良好な教育環境の実現に向けた取組を進められることを切望します。また、保護者や地域住民、学校関係者におかれましても、新たな学校づくりに向けた取組に対して、十分な理解と協力をいただきますようお願いいたします。

注釈説明

※1【児童生徒相談員】

学習等への悩みや不安のため、授業への参加が困難な児童生徒や不登校の児童生徒に対して、不安を解消し、心の安定を図ることを目的として、個に応じた学習支援、相談活動、家庭訪問等を行う市独自に配置する補助職員。

※2【スクールカウンセラー】

心理についての専門性をもち、児童生徒に対する相談のほか、保護者や教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務を行う専門家。

※3【スクールソーシャルワーカー】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援を行う専門家。

※4【ICT教育】

ICT（Information and Communication Technology の略：情報通信技術）の特長を生かして、教育の質の向上を目指すもの。パソコンやタブレット、電子黒板等のデジタル機器の導入、インターネットを介した学習支援ツールの活用等を行う教育の総称。

※5【学級担任制】

一人の教職員が決められた学級の学習指導や児童指導の大部分を担う指導体制。小学校低学年段階で多く見られ、一人の教職員が児童と深くかかわることができる。

※6【教科担任制】

一人の教職員が専門とする教科を担当することを原則として、各教職員がそれぞれ特定の教科を分担し、複数クラスの教科指導を行う指導体制。現在、中学校で一般的に行われており、教科によって授業をする教職員が替わる。足利市では小学校高学年において、一部教科担任制が用いられている。

※7【免許外教科担任制度】

中学校や高等学校等において、ある教科についての免許状を保有しない教職員等が当該教科の教授を担当することを例外的に認める制度。

※8【教職員配当基準】

学級数を基礎として国・県の規定等に基づいて定められた、各学校に配置される教職員の人数の基準。

※9【遠隔教育】

教職員が児童生徒と直接対面して提供するのではなく、離れた場所から提供する教育。リモート教育、オンライン授業などとも呼ばれる。

※10【GIGAスクール構想】

G I G A (Global and Innovation Gateway for All の略)。令和元(2019)年に開始された、児童生徒1人1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるICT環境の実現を目指す。

※11【AIドリル】

児童生徒の解答内容からAI (Artificial Intelligence の略：人工知能) が理解度を判定し、誤答の原因と推定される単元に誘導するなど、一人ひとりの児童生徒にとって最適な出題をすることで、学力の定着を図る学習教材。

※12【クラウド型学校電子図書システム】

1人1台タブレット端末等で本を借りて読むことができる電子図書館。本の読み方を多様化することをねらいとしており、「たかうじライブラリー」の愛称で令和5(2023)年1月運用開始。

※13【統合型校務支援システム】

成績処理や出欠管理、指導要録作成などの校務に加え、コミュニケーションツールの活用による情報共有も含めた学校の業務全般を実施するために必要となる機能を有するシステム。学校・学級運営に必要な情報や児童生徒の状況の一元管理・共有を可能とし、教職員の業務の効率化を図る観点で有効である。

※14【教育DX】

DX (Digital Transformation の略：デジタル変革) は「デジタルトランスフォーメーション」の略で、デジタル技術を用いて教育現場をよりよく変革すること。令和2(2020)年に文部科学省が「文部科学省におけるデジタル化推進プラン」を発表した。児童生徒一人ひとりに合わせた指導が可能になったり、教職員の事務作業の効率化が図れたりする。

※15【情報教育推進アドバイザー】

情報教育推進アドバイザーが教育研究所に1名配置され、市内各小中学校に対して、学力向上を目指したタブレット端末の効果的な活用について助言を行っている。

※16【情報リテラシー】

自分が必要なときに、必要な情報を効果的に探し出すとともに、見つけた情報を適切に評価・活用できる能力。

※17【デジタル・シティズンシップ教育】

パソコンやインターネットなど、デジタル技術の自律的な利用を通じて、積極的に社会に関与し、参加する知識や能力を身に付けることを目的とした教育。

※18【学校における働き方改革】

学校における業務を改善するもので、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため、①教職員の勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進、②学校及び教職員が担う業務の明確化、③学校の組織運営体

制の在り方、④学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等を行うもの。

※19【足利市公共施設等総合管理計画】

公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設を行政経営の視点から総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や方向性を示したもので、平成 28(2016)年 3月に策定。

※20【足利市学校施設長寿命化計画】

学校施設の適切な維持管理を実施し、予防保全的な改修により安全性の確保と長寿命化を進めることを目的としたもので、令和 3(2021)年 3月に策定。

※21【図上訓練】

災害時に想定される危険箇所等を地図に書き込みながら、災害への対応についてグループ討議を重ねる訓練。大災害が発生する事態を想定しながら、地域に潜む危険を可視化し、避難経路や避難場所などの確認、災害対応や事前対策の検討を行う。

※22【バリアフリー】

障がい者や高齢者等が、生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

- 例) ・ 段差解消のためのスロープやエレベーターの設置
- ・ バリアフリースイールの完備 など。

※23【ユニバーサルデザイン】

「すべての人のためのデザイン」を意味しており、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用可能であるようにするデザインのこと。

- 例) 絵文字（ピクトグラム）、一日の予定や学習の見通しの提示など。

※24【合理的配慮】

障がいのある児童生徒が他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者や学校が社会的障壁を除去するために行う必要かつ合理的な取組。

- 例) ・ 聴覚過敏の児童生徒に対する教室の机・椅子の脚に緩衝材をつけた雑音の軽減
- ・ 視覚情報の処理が苦手な児童生徒に対する黒板周りの掲示物等の情報量の削減

※25【学校図書館指導員】

学校の図書館において、子どもたちと直接かかわって読み聞かせやブックトーク、図書の管理・貸出に関する指導に当たるなど、読書活動を推進するとともに、図書館ボランティアのスキルアップのための指導・助言、定期的な図書館環境の確認作業などに取り組み、学校図書館運営の充実に努める、市独自に配置する補助職員。

※26【図書館ボランティア】

学校の図書館において、図書の配架や修理、新刊図書の図書管理システムへの登録

や古い図書の廃棄手続きなどを行うボランティア。本の読み聞かせを行うボランティアも含める。

※27【図書管理システム】

コンピュータとバーコードを使って、図書・雑誌・視聴覚資料などの管理や貸出・返却・予約などを行うシステム。貸出記録や図書の分類別、資料区分別、利用者区分別などの集計表を作成することができ、図書館に関する事務の効率化を図ることができる。

※28【縦割り班活動】

学年を越えて縦割りに編成された班での活動。上の学年の子は、リーダーとしての意識や下学年への思いやりの気持ちが高まり、自己有用感をもつことができるようになる。下の学年の子は、上級生を補佐したり、憧れの気持ちをもったりすることにより、成長や学習への意識が高まることにつながる。縦割り班での清掃活動や遊びなどが行われている。

※29【足利市立中学校部活動ガイドライン】

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び栃木県教育委員会の「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」並びに、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒たちにとって部活動が有意義な学びの場となることを目指して、平成30(2018)年12月に足利市教育委員会が策定したもの。部活動における安全管理の徹底や適切な休養日の設定などが謳われている。

※30【部活動指導員】

部活動の技術指導だけでなく、大会、練習試合といった学校外での活動の引率ができる外部指導者。従来の外部指導者は技術指導のみが可能で、学校外活動の引率ができなかった。

※31【部活動指導員・外部指導者登録バンク】

部活動にかかわる意欲のある指導者と、学校からのニーズをマッチングする役割を果たすことを目的とした人材登録制度。令和4(2022)年8月に足利版「部活動指導員・外部指導者登録バンク」を設置。

※32【小規模特認校制度】

生徒本人と保護者が、当該小規模特認校の特色ある教育活動に賛同し、そこで学ぶことにより、その子の持ち味や適性をより発揮させたいと考えた際に、所定の条件の下、現在の住所のまま、小規模特認校に指定された中学校に入学できる制度。令和5(2023)年4月現在、第一中学校、富田中学校、愛宕台中学校の3校が指定されている。

※33【中学校区教育】

中学校区内の小・中学校がそれぞれの特色を生かしながら、義務教育9年間を見通し、育てたい子ども像を共有し、小学校と中学校の教職員が相互に理解を深めながら、系統性、連続性のある教育内容・指導方法を工夫する教育（縦のつながり）。また、

学校と家庭・地域とが育てたい子ども像を共有し、一体となって児童生徒たちを育む教育（横のつながり）。これら縦のつながり、横のつながりを重視した教育。

※34 【小中一貫教育】

小・中学校段階の教職員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す小中連携教育のうち、小・中学校において、目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性のある指導を推進する教育。義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校（小中一貫校）の形態がある。

※35 【教育課程】

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。

※36 【学校評議員会】

保護者や地域住民、学識経験者等が学校評議員に委嘱され、学校・家庭・地域が連携・協働し地域に開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じ、学校運営や教育活動に関して意見を述べる組織。

※37 【複式学級】

国の定める学級編制基準に照らして、児童又は生徒数が少ないために1つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編制ができない場合に、同一学級に2つの学年を収容して編制する学級のこと。

※38 【単式学級】

同学年の児童又は生徒で編制する学年のこと。

※39 【指定校変更制度】

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる制度。

※40 【コミュニティ・スクール】

学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた仕組みのこと。

※41 【中1ギャップ】

子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす現象のこと。文部科学省の調査で、中学校1年生になったときに、不登校等が増える傾向にあるとされている。

資料編

- 足利市学校教育環境審議会条例
- 足利市学校教育環境審議会の運営に関する要綱
- 足利市学校教育環境審議会委員名簿
- 足利市教育委員会からの諮問

○足利市学校教育環境審議会条例

令和2年12月22日条例第29号

(設置)

第1条 足利市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める目指すべき子ども像及び求められる学校像の実現に向け、学校の教育環境について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、足利市学校教育環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、足利市立小学校及び中学校の教育環境に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係機関の代表者
- (3) 教育団体の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 教育委員会は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）第5条第6項ただし書の規定は、委員の報酬について適用しない。

8 前項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、教育委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会の会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の設置及び組織に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○足利市学校教育環境審議会の運営に関する要綱

令和3年1月5日施行

(趣旨)

第1条 足利市学校教育環境審議会(以下「審議会」という。)の会議は足利市学校教育環境審議会条例(令和2年足利市条例第29号、以下「条例」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(報酬)

第2条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和26年足利市条例第14号。次条において「特別職給与条例」という。)第5条第2項の規定により足利市学校教育環境審議会の委員(以下「委員」という。)の報酬は、日額8,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員が出張し、又は旅行するときは、特別職給与条例第5条第3項の規定により、費用弁償として旅費を支給する。この場合において、旅費の支給と併せて報酬を支給するものとする。

(審議会の委員の選任)

第4条 審議会の委員については、審議会が公正に運営され、その機能が十分発揮されるよう、幅広い分野から起用することとし、次の事項に留意して選任するものとする。

- (1) 女性委員の積極的な登用を図ること。
- (2) 団体から委員を選任する場合は、会長等その機関を代表する者にこだわらず、幅広く選任すること。
- (3) 利益相反を防止する観点などから、市又は市教育委員会と訴訟係属中の者を委員に選任しないこと。
- (4) 幅広い年齢層から委員を選任するものとする。
- (5) 継続して委員を選任する場合は、十分にその職責を果たし得るよう、過去の出席状況等に留意すること。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命日から令和6(2024)年1月末日までとする。

(審議会の運営)

第6条 審議会の運営に当たっては、効率的かつ円滑に行い、十分な審議が尽くされるよう、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議資料については、委員が事前に検討できるよう会議の開催前に配付することとし、会議での実質的審議の促進を図ること。
- (2) 会議については、次の事項を記載した会議の概要を作成すること。

ア 会議名

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 出席委員の氏名

オ 内容及び公開または非公開の別

カ 傍聴者の数

キ 議題及び議事

ク その他委員又は会議において必要と認めた事項

(3) 会議の概要は、市ホームページに掲載するなど公表に努めるものとする。

(会議の公開基準)

第7条 審議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開することを原則とし、運営の透明性及び公正な会議の運営に資するものとする。

(1) 会議の内容が「足利市情報公開条例」(平成11年3月23日条例第3号)第8条各号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ適正な議事運営に著しい支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想される時。

2 会議の内容に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができる時は、非公開の部分を除いて会議を公開(以下「一部公開」という。)する。

(会議の非公開の決定)

第8条 審議会の会議の非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第9条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴については足利市教育委員会会議傍聴人規則(昭和27年教委規則第2号、以下「規則」という。)を準用する。なお、準用に際しては「教育委員会教育長」を「会長」に読み替えるものとする。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

3 傍聴人の員数は原則として10名以内で先着順とする。なお、受付開始時に定員を超える場合は抽選とする。

4 傍聴人は、会議開会予定時刻の30分前から5分前までに、開催場所前の受付にて、傍聴人受付簿(別紙様式第1号)に自己の住所及び氏名を記入し、会長の許可を受けなければならない。

5 傍聴人は、傍聴席において会長の許可なく写真、ビデオ等を撮影し、または録音をしてはならない。

6 一旦退場した傍聴人は、会長の許可なく再入場することができない。

(会議開催の周知)

第10条 審議会の会議を開催するにあたっては、当該会議開催の2営業日前までに次の事項を市ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときはこの限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴者の定員

(6) 傍聴手続

(7) 問い合わせ先

(審議会の事務局)

第11条 条例第9条により、審議会の庶務は教育委員会事務局教育総務課において処理することとする。また審議会の事務局は、別表に掲げる者とする。

附則

この要綱は、令和3(2021)年1月5日から施行する。

○足利市学校教育環境審議会委員名簿

(敬称略)

| No | 選出区分 | 所属 | 氏名 | 任期 |
|----|-------|------------------|--------|-----------------|
| 1 | 第1号委員 | 宇都宮大学大学院教育学研究科教授 | 人見 久城 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 2 | 第1号委員 | 足利市議会議員 | 富永 悦子 | R3.2.1~R3.5.26 |
| | | | 須田 瑞穂 | R3.5.27~R5.4.30 |
| | | | 中島 真弓 | R5.5.24~R6.1.31 |
| 3 | 第1号委員 | 元足利市教育長 | 岩田 昭 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 4 | 第1号委員 | 元安足教育事務所長 | 岡村 静幸 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 5 | 第1号委員 | 元足利市内高等学校長会長 | 橋本 正治 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 6 | 第2号委員 | 足利市立小学校長会 | 赤坂 治之 | R3.2.1~R3.5.5 |
| | | | 齋藤 浩史 | R3.5.6~R4.5.17 |
| | | | 安藤 佳子 | R4.5.18~R5.5.23 |
| | | | 服部 知恵子 | R5.5.24~R6.1.31 |
| 7 | 第2号委員 | 足利市立中学校長会 | 宮本 歩 | R3.2.1~R3.5.5 |
| | | | 赤坂 治之 | R3.5.6~R4.5.17 |
| | | | 近藤 忠 | R4.5.18~R5.5.23 |
| | | | 高木 秀和 | R5.5.24~R6.1.31 |
| 8 | 第3号委員 | 足利市小中学校PTA連合会 | 源田 俊道 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 9 | 第3号委員 | 足利市小中学校PTA連合会 | 増田 勝 | R3.2.1~R4.5.17 |
| | | | 清水 由香 | R4.5.18~R5.5.23 |
| | | | 長谷川 浩之 | R5.5.24~R6.1.31 |
| 10 | 第3号委員 | 足利市幼稚園PTA連合会 | 大塚 長人 | R3.2.1~R4.5.17 |
| | | | 大竹 均 | R4.5.18~R5.6.27 |
| | | | 前田 浩輔 | R5.6.28~R6.1.31 |
| 11 | 第3号委員 | 保育園保護者の代表 | 沼田 靖子 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 12 | 第3号委員 | 足利市青少年育成会連絡協議会 | 古川 克美 | R3.2.1~R6.1.31 |
| 13 | 第4号委員 | 足利市自治会長連絡協議会 | 萩原 晴夫 | R3.2.1~R4.5.20 |
| | | | 高橋 良男 | R4.5.21~R6.1.31 |

任期：令和3(2021)年2月1日~令和6(2024)年1月31日(3年)

○足利市教育委員会からの諮問

足教総第123号
令和3(2021)年4月13日

足利市学校教育環境審議会 会長 様

足利市教育委員会
教育長 須藤 秀幸

足利市学校教育環境審議会条例第2条に基づき、次の事項について調査・審議の上、
答申いただきたく諮問いたします。

記

(諮問事項)

- 1 目指すべき子ども像・求められる学校像を実現するための「学校教育環境の充実に向けて検討すべき事項」
 - (1) 教職員の適正な配置
 - (2) 施設・設備の整備
 - (3) 学校の適正規模・適正配置
 - (4) 中学校区教育の推進

- 2 上記を踏まえ、将来の学校再編に向けた足利市における学校の在り方についての具体的な考え方及びその方策

(諮問理由)

足利市教育委員会は社会の変化、国の示す教育の方向、足利市の教育の基盤と現状を踏まえ、令和元(2019)年12月に「目指すべき子ども像・求められる学校像の実現に向けて」を教育理念として決めました。併せて、それらを実現するために「学校教育環境の充実に向けて検討すべき事項」を掲げました。

目指すべき子ども像・求められる学校像を実現するにあたり、前述の検討すべき事項と足利市における学校の在り方についての具体的な考え方及び、その方策について、有識者による専門的見地から審議いただきたく諮問いたします。

以上

足利市立小・中学校の学校教育環境の充実
に関する答申

令和5(2023)年9月
足利市学校教育環境審議会

